

卷 末 資 料  
附 版 目 錄  
函 版 目 次

## 1. 本邸及び東西附属邸建造物の沿革

沼津御用邸の設置にあたっては、事前調査として宮内省で東京と沼津の冬季における気温比較調査を行っている。この調査は、明治24年(1891)10月から25年(1892)1月までの平均気温と平均最高気温を比較したもので、これによれば各月の平均気温は沼津の方が東京より華氏3度前後高いという結果が出ていた。大正天皇の御用医師 エルヴィン・フォン・ベルツも、沼津の気候について「沼津に近い静浦は、日本の最も美しい入り海の一つだ。冬は気候が温和で、訪れる人が多い。東すのいわゆる御用邸もここにある。(略)」(エルヴィン・ベルツ『ベルツの日記』岩波書店 昭和14年)と述べている。温暖な気候や風光明媚な環境が評価され、島郷海岸沿いの松林に御用邸が造営された。

沼津御用邸は、三つの区画に分かれ本邸、東附属邸、西附属邸がそれぞれ独立した形で存在していた。敷地中央の本邸区画には、本邸御殿の他に官舎や衛兵舎、厩舎、電信係詰所、火薬庫など複数の建物が御殿西側に集中して建ち、御殿東側の松林内には馬場が作られ、皇太子の滞在場所として御用邸の機能が集中していた。本邸と松林を挟んで東側には東附属邸があるが、本邸区画に比べこじんまりとしており、教育施設という性格上、東附属邸御殿以外に建つ建物は、官舎などが6棟程であった。一方、本邸西側の西附属邸の区画には、親王の滞在場所として、本邸には及ばないが、侍医寮員詰所や官舎、省庁詰所等複数の建物が建っていた。苑地の景観は、三邸とも共通しており、特に作庭などは行われず、芝生に松林が広がる自然景観を生かしたものであった。

### 1-1 本邸

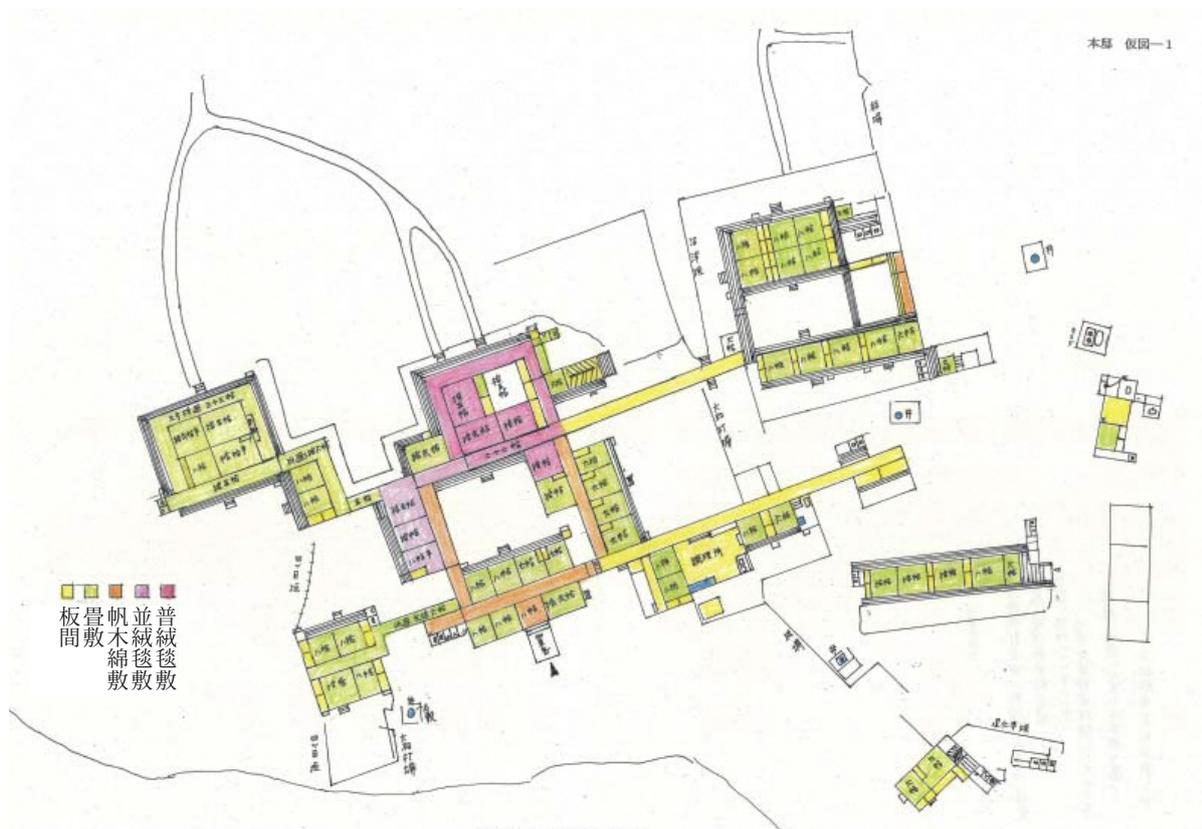
明治26年(1893)4月、2町6反5畝16歩を御料局から内匠寮に所管替し、本邸の建設工事を開始、同年7月に竣工した。当初建設されたものは御座所、御学問所等で、全て日本建築であった。

その後、増築が加えられ明治29年(1896)までには新御座所、玉突所、侍医の詰所や女官室なども整い、現在の国道414号線から御用邸へ繋がる道路が拡張された。明治28年(1895)作成の「沼津御用邸全地図」には、車寄や現在の正門などの施設は記載されておらず、未だ現在の正門は設置されていない。

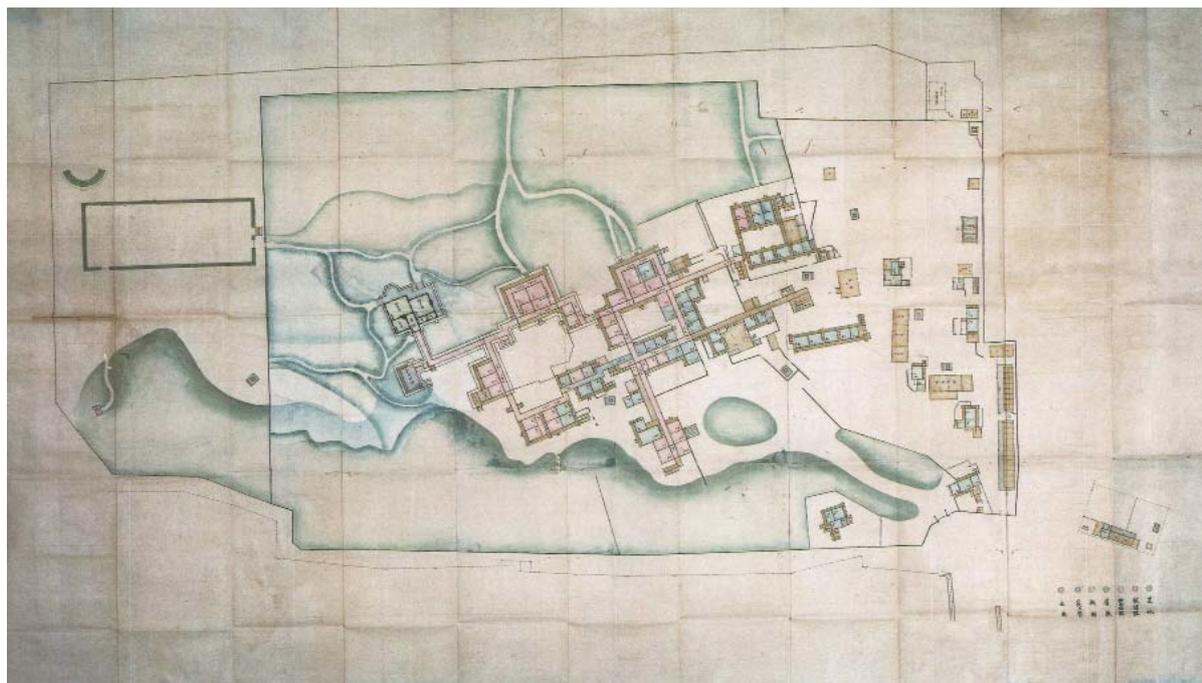
その後皇太子(大正天皇)の成婚を前に、明治32年(1899)に用地を増地し、明治33年(1900)、海岸までの土地が御用邸用地として整備され、洋館、玄関、車寄が作られ本邸建物と苑地が完成した。苑地は特に作庭された痕跡はなく、建築終了時、明治36年(1903)の内匠寮から主殿寮へ引き渡し時の台帳には「松立木421本」とのみ記されている。また、明治28年(1895)、明治34年(1901)作成の「沼津御用邸全地図」には建物周辺と海岸へ続く苑地部分が、全て「芝地」として着色されている。建設以前から叢生していた松林を生かし、海浜療養地としての景観を重視した上で、建物前の芝生地から松原～海岸部へと続く自然景観を最大限に生かした苑地が存在していた。

終戦を目前とした昭和20年(1945)7月、沼津大空襲において本邸は焼失した。御用邸は、戦後も皇室による利用は続いたが、これまでのような長期間の利用は徐々に減り、貞明皇后が3

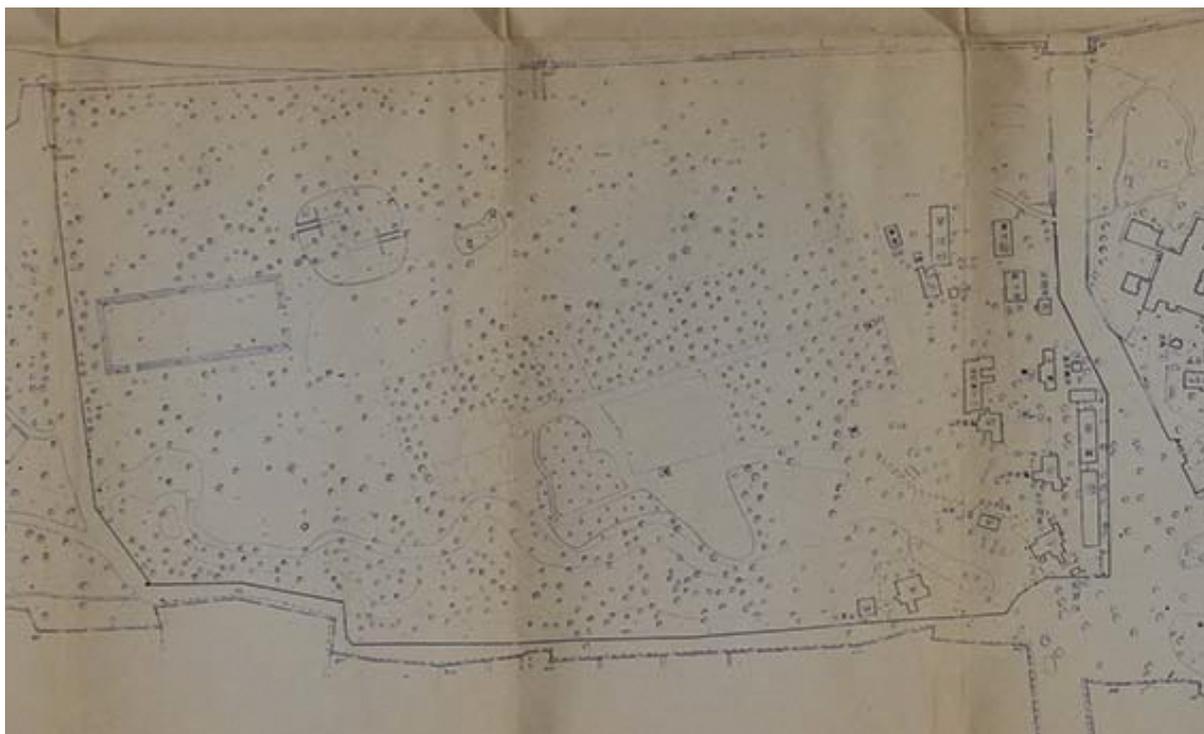
～4月に1ヵ月ほどの滞在をするほか、昭和天皇・香淳皇后が数日程度の利用をするに留まり、主に西附属邸が利用され、本邸が再度建てられる事はなかった。



[巻末図版1] 明治28年 沼津御用邸全地図  
(識別番号 98168 「沼津御用邸全地図」宮内庁公文書館所蔵 の写し (作成者：浅羽英男))



[巻末図版2] 明治34年 沼津御用邸全地図 (沼津市保管資料)



[卷末図版 3] 昭和 沼津御用邸本邸付近

■ 本邸写真 (識別番号 46855 「熱海御用邸・沼津御用邸 (写真帳)」 宮内庁公文書館所蔵)



[卷末図版 4] 正面



[卷末図版 5] 正面より御車寄に至る通路



[卷末図版 6] 御殿御車寄



[卷末図版 7] 御殿 (御座所 其一)



[卷末図版 8] 御殿（御座所 其二）



[卷末図版 9] 御殿（洋館）



[卷末図版 10] 御内庭の一部



[卷末図版 11] 馬車舎乃厩舎



[卷末図版 12] 御文庫其他附属建物



[卷末図版 13] 御馬見所



[卷末図版 14] 西付属邸境御博橋附近



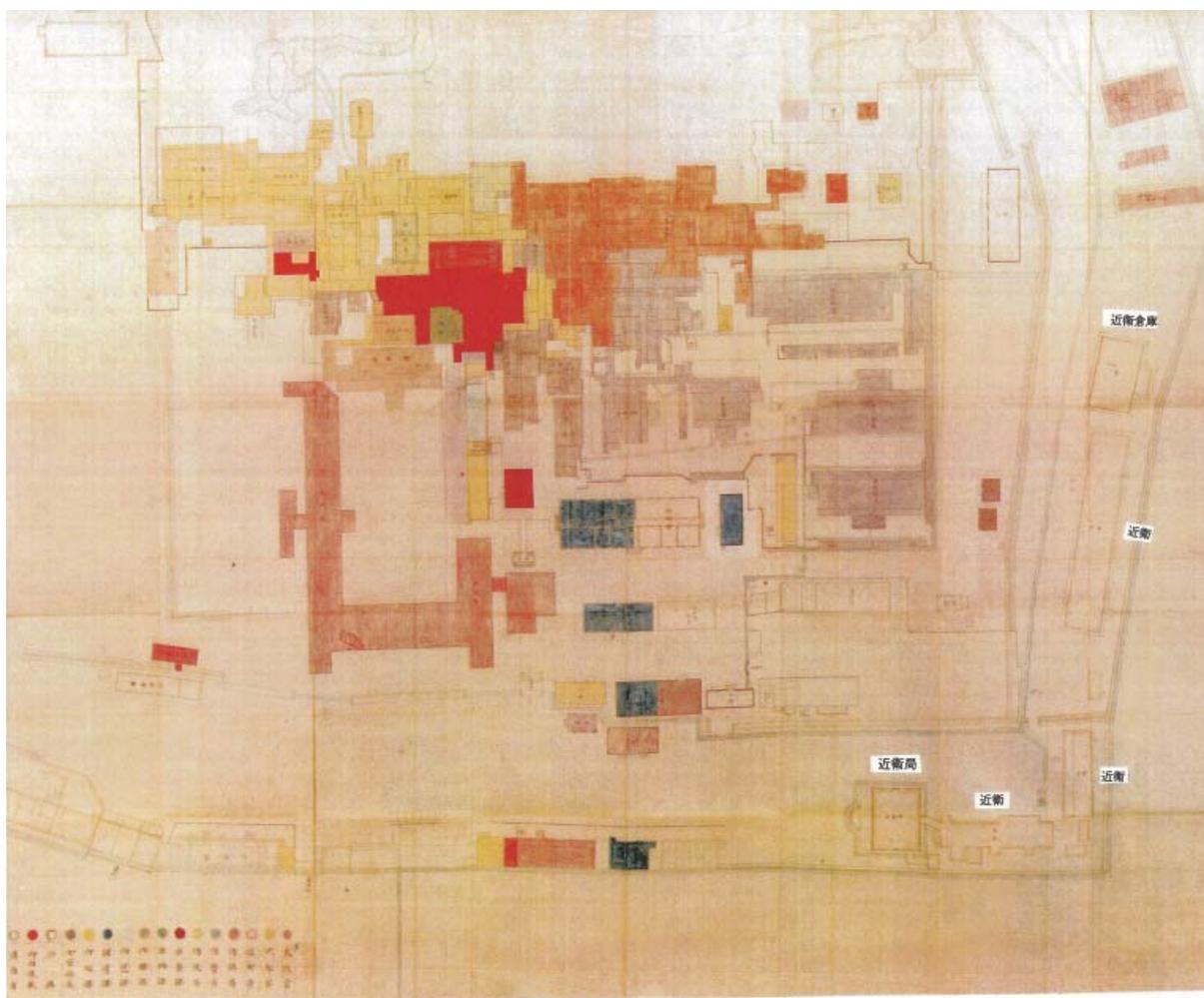
[卷末図版 15] 西付属邸境御博橋

## 1-2 東附属邸

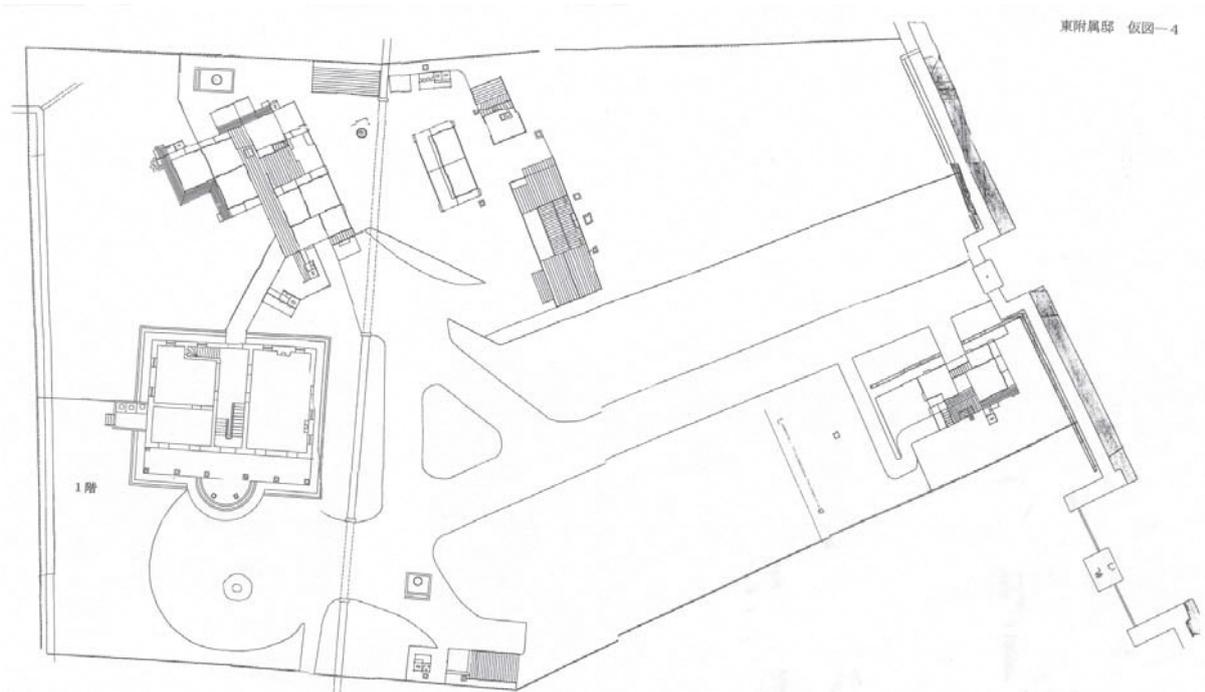
東附属邸は、赤坂離宮東宮大夫官舎を移築した建物であるが、それ以前は、近衛局の建物であった。

明治29年、近衛局の洋館が取り壊された後、一部洋館を含む和館が東宮大夫官舎として再建築されたが、明治36年には、洋館の部分を取り除いた和館部分が沼津御用邸へ移築されている。御用邸移築に際し、御車寄等の配置が現地の地形に合わせて変更されているが、その他は移築前の形状を踏襲している。

昭和45年（1970）の一般公開後、昭和46年の改修工事において東西両側の便所が増築されている。また、平成8～10年度の修理工事では建物の外観に変更はないが、茶会などの活用にするため内部の間取りには変更が加えられている。



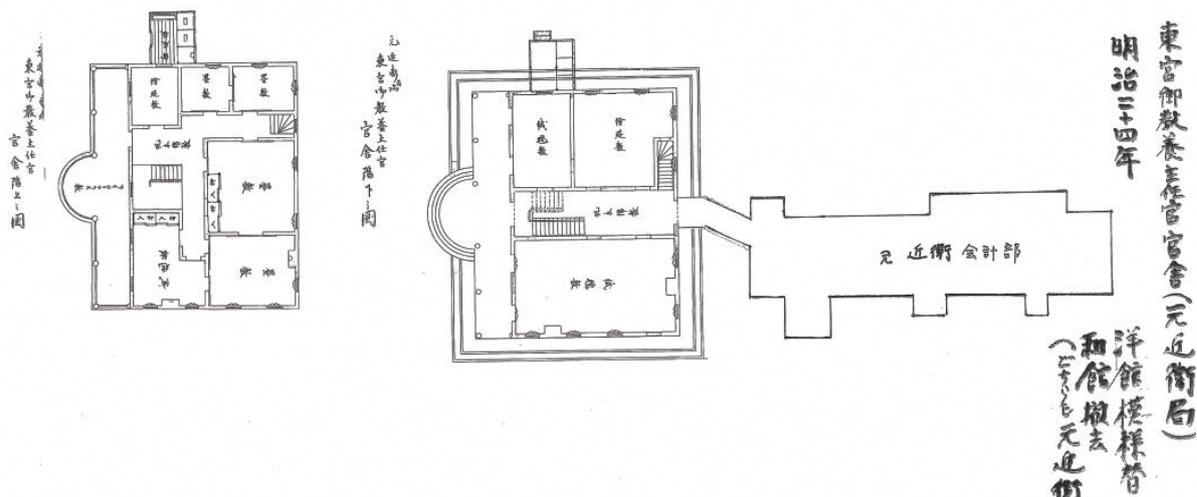
[巻末図版 16] 赤坂仮皇居内近衛局配置図  
(識別番号 84081 赤坂仮皇居図 四分計 明治期作図 彩色 A2-44 宮内庁公文書館所蔵)



[卷末図版 17] 東宮大夫官舎 模様替配置図  
(識別番号 3977-8 明治 24 年工事録 8 第 14 号元近衛局跡東宮大夫官舎二模様替 宮内庁公文書館所蔵)

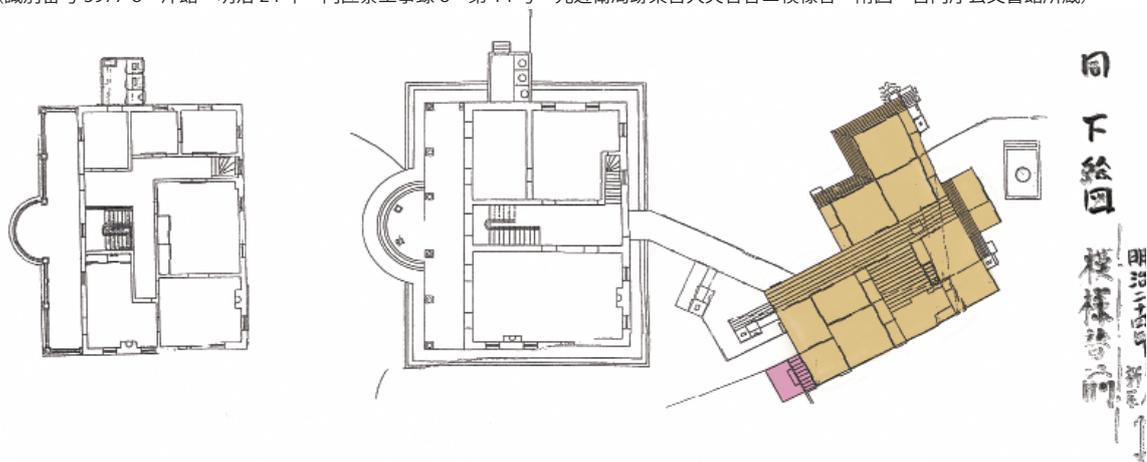


[卷末図版 18] 東宮大夫官舎 模様替配置図  
(識別番号 4047 内匠寮 明治 29 年同 30 年 建物台帳異動録 明治 29 年 第 4 号赤坂離宮 掛紙 袋図 表題 東宮大夫御拝借・模様替絵図 内題 東宮大夫拝借邸之図 但シ百分ノ巻 宮内庁公文書館所蔵)



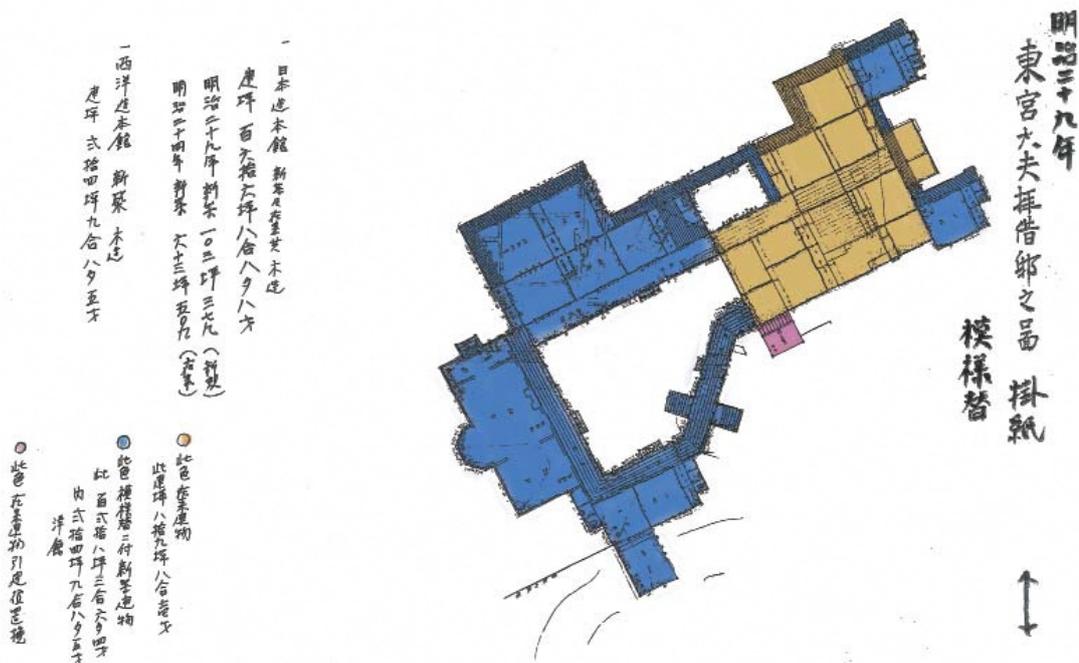
[卷末図版 19] 近衛局 平面図

(識別番号 3977-8 洋館 明治 24 年 内匠寮工事録 8 第 14 号 元近衛局跡東宮大夫官舎二模様替 附図 宮内庁公文書館所蔵)



[卷末図版 20] 東宮大夫官舎 模様替平面図

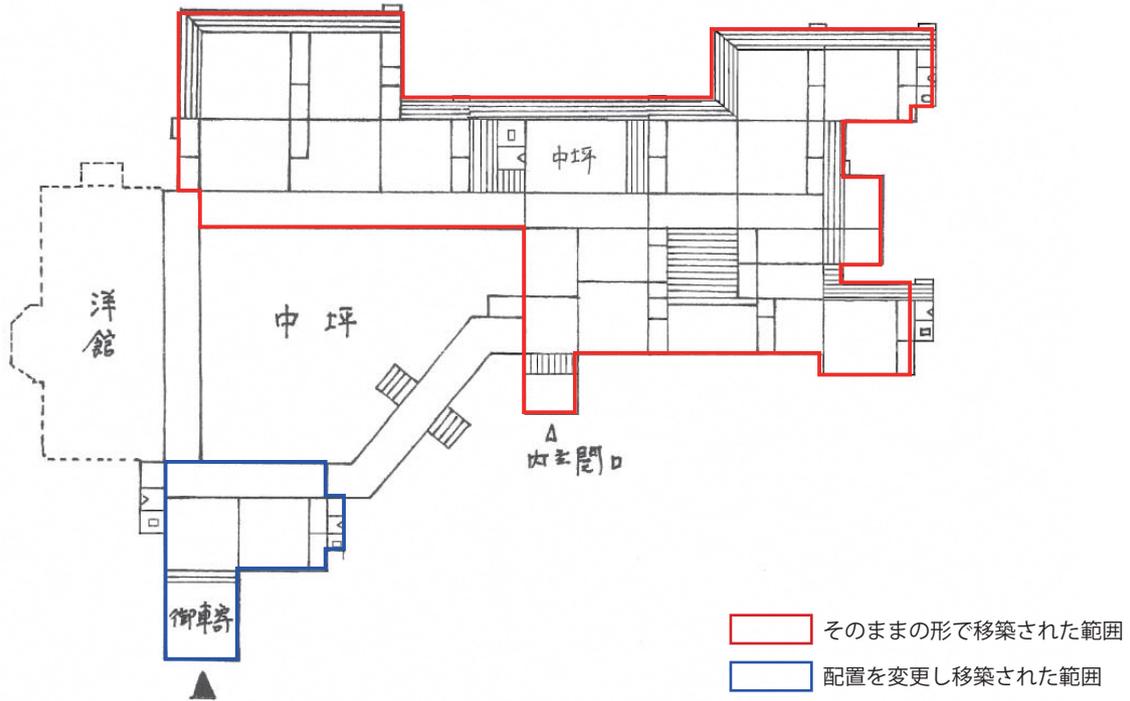
(識別番号 4047 内匠寮明治 29 年同 30 年建物台帳異動録 第 14 号 元近衛局跡東宮大夫官舎二模様替 附図 宮内庁公文書館所蔵)



[卷末図版 21] 宮大夫官舎 模様替平面図

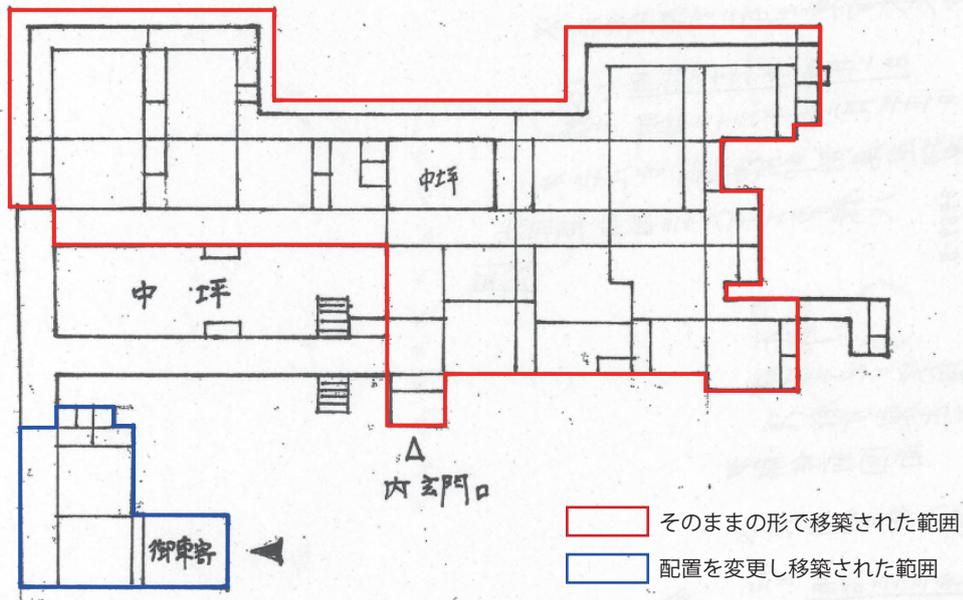
(識別番号 4047 内匠寮明治 29 年同 30 年建物台帳異動録 第 14 号 元近衛局跡東宮大夫官舎二模様替 附図 宮内庁公文書館所蔵)

東宮大夫官舎の中坪を囲む廊下形状は変更されているが、和館部分がそのままの形で移築され、御車寄は向きを変更して取り付いていることが分かる。



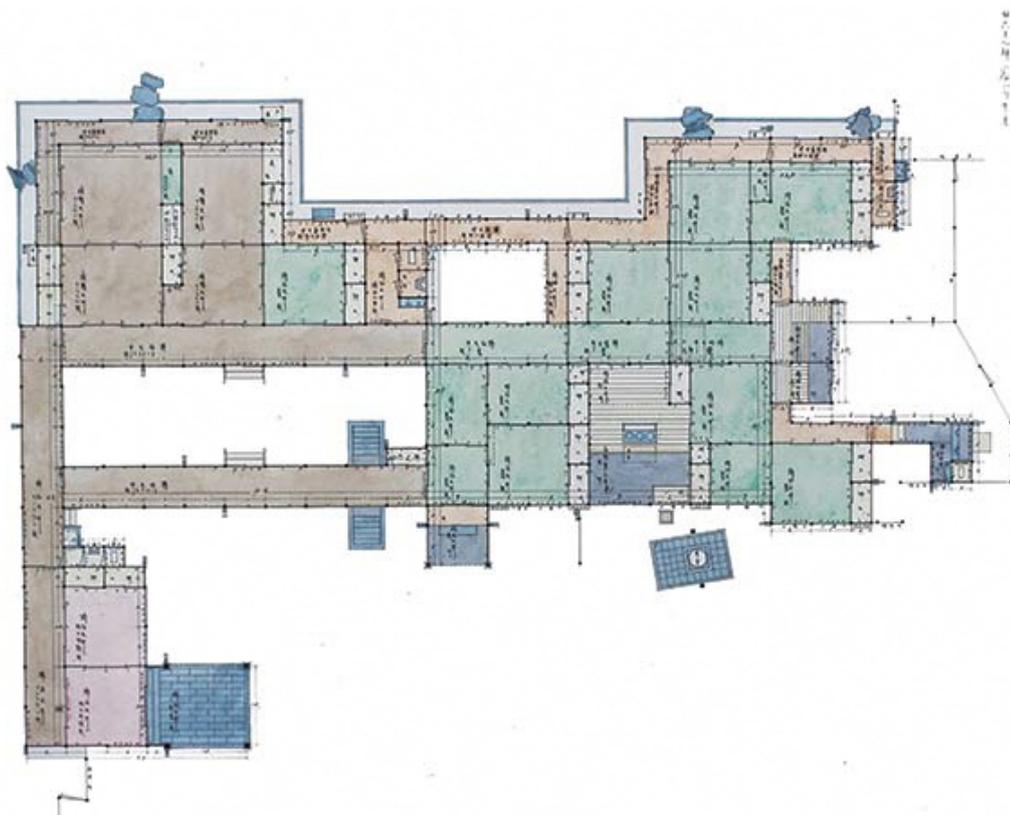
[巻末図版 22] 東宮大夫官舎 解体前平面図

(識別番号 3986-12 内匠寮 明治 33 年 工事録 12 号 61 号 赤坂離宮内元東宮大夫官舎取解及取片付工事落成上申 宮内庁公文書館所蔵 の写し (作成者: 浅羽英男) に加筆)

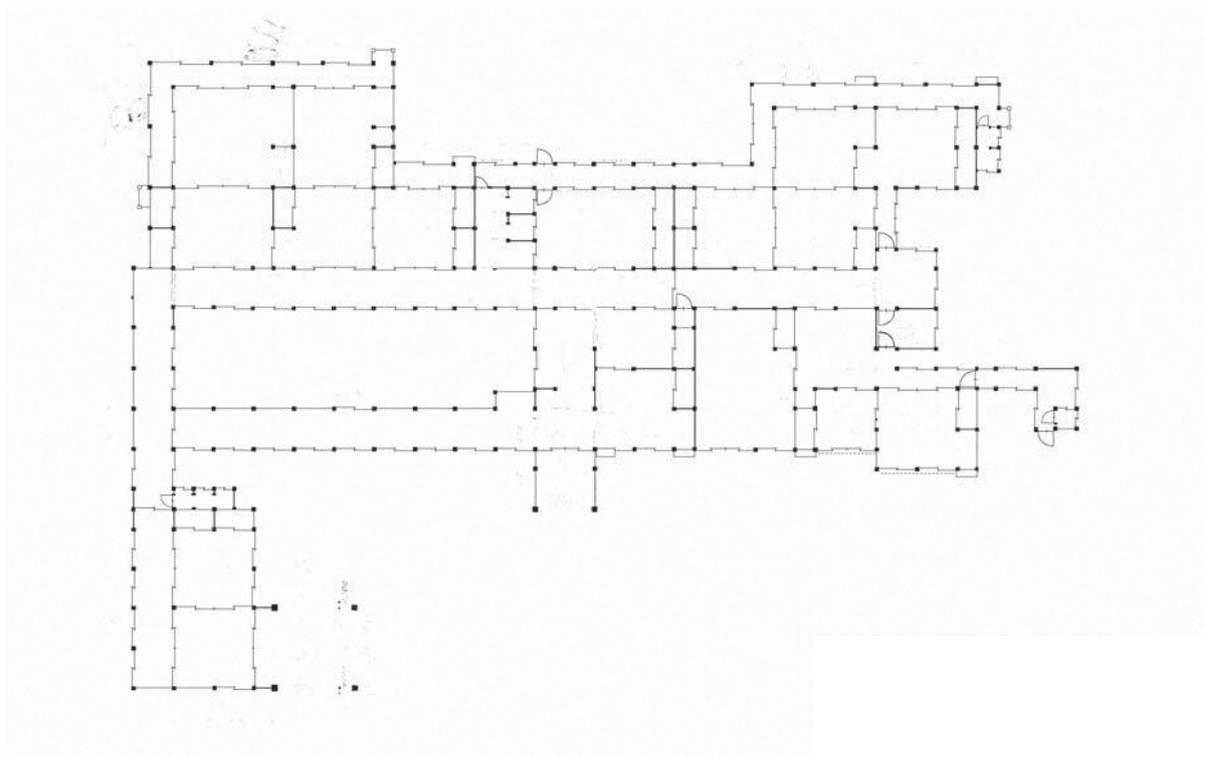


[巻末図版 23] 東附属邸 移築平面図

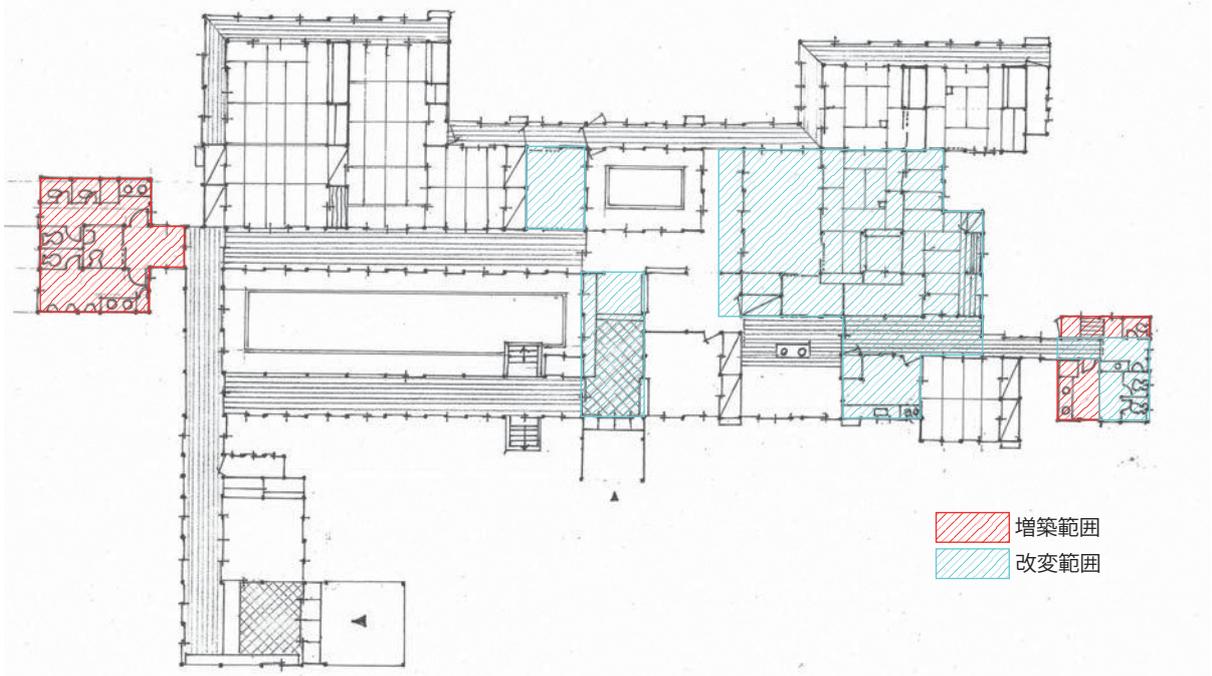
(識別番号 4024 内匠寮 明治 33 年土地建物録 第 19 号 赤坂離宮内旧東宮大夫官舎ヲ東宮御所御造営局ヨリ譲受ノ件 附図 宮内庁公文書館所蔵 の写し (作成者: 浅羽英男) に加筆)



[卷末図版 24] 東附属邸平面図  
(識別番号 98153 沼津御用邸東附属邸平面図 (御殿) 大正 11 年 9 月 宮内庁宮内公文書所蔵)



[卷末図版 25] 東附属邸平面図  
(「総理府技官調製建物図」昭和 37 年 11 月 5 日 沼津市緑地公園課所蔵)



[巻末図版 26] 東附属邸平面図

(沼津御用邸記念公園 東附属邸平面図(御殿) 静岡県近代和風建築総合調査報告書(平成14年)及び沼津市保管図面の合成図(作成者:浅羽英男)に増築・改変範囲追記)

■東附属邸写真(識別番号46855「熱海御用邸・沼津御用邸(写真帳)」宮内庁公文書館所蔵)



[巻末図版 27] 東付属邸正門



[巻末図版 28] 東付属邸御殿御車寄



[巻末図版 29] 東付属邸御殿臣下昇降口



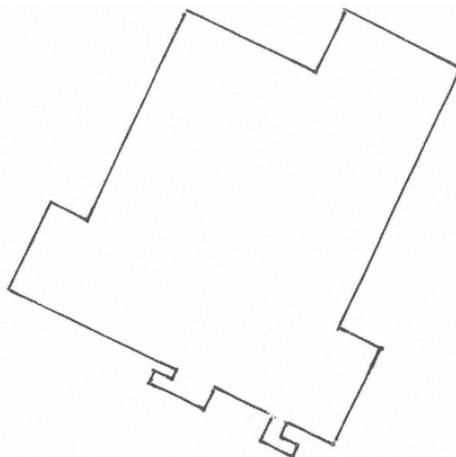
[巻末図版 30] 東付属邸御殿 其一

### 1-3 西附属邸

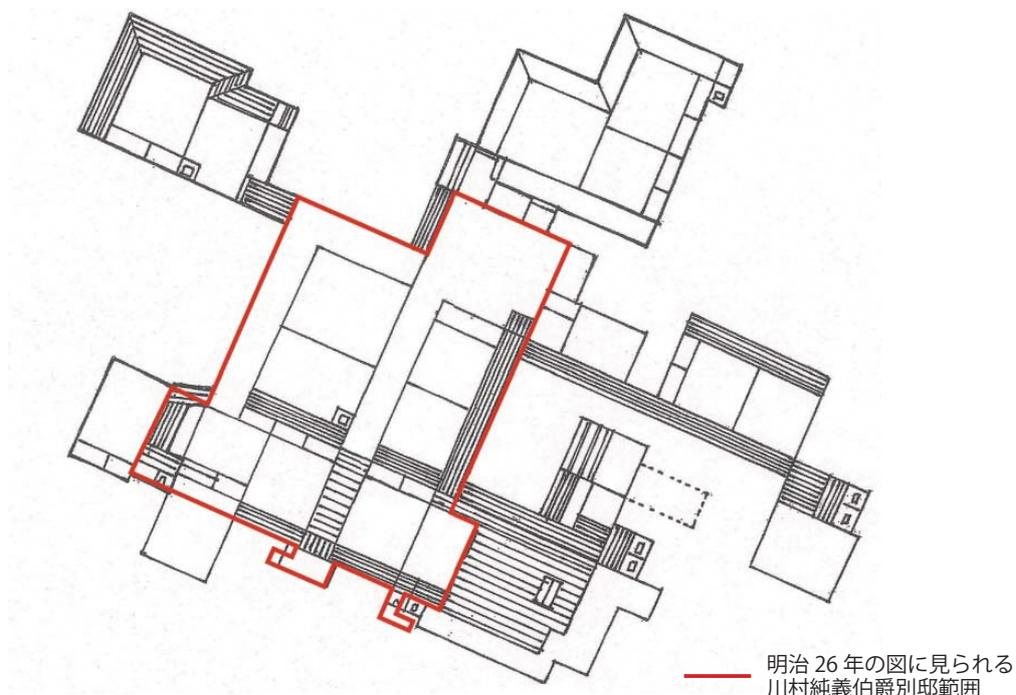
西附属邸の場所には、当初川村純義伯爵の別邸があった。親王（迪宮裕仁親王、淳宮雍人親王）の養育係を命ぜられた川村伯爵の東京本邸と御用邸西隣にあった別邸には、両親王が長期間滞在されていた。

明治26年（1893）「島郷御料地」に記されている川村伯爵別邸は、現在の規模から見ると小規模な建物であった。明治35年（1902）に親王御養育のため増築が行われており（昭和天皇実録）、増築に際しては、宮内庁より増築費用が下賜されている。増築についての詳細な資料は確認されていないが、宮内庁の明治39年（1906）の工事録に「沼津西御用邸建増図」の旧御殿（川村伯爵別邸）が描かれており、明治26年頃の図面と比較すると増築が行われ規模が拡大していた様子がわかる。

明治38年（1905）宮内省は、川村伯爵別邸を買上げ西附属邸とし、御所内の賢所附属仮建物が移築され、その規模はさらに拡大する。



[巻末図版 31] 川村純義伯爵別邸（明治26年土地建物録 第18号 沼津御用邸敷地本寮管理として引渡方御料局へ照会の件 付図 内題「島郷御料地」 宮内庁公文書館所蔵 の写し（作成者：浅羽英男）



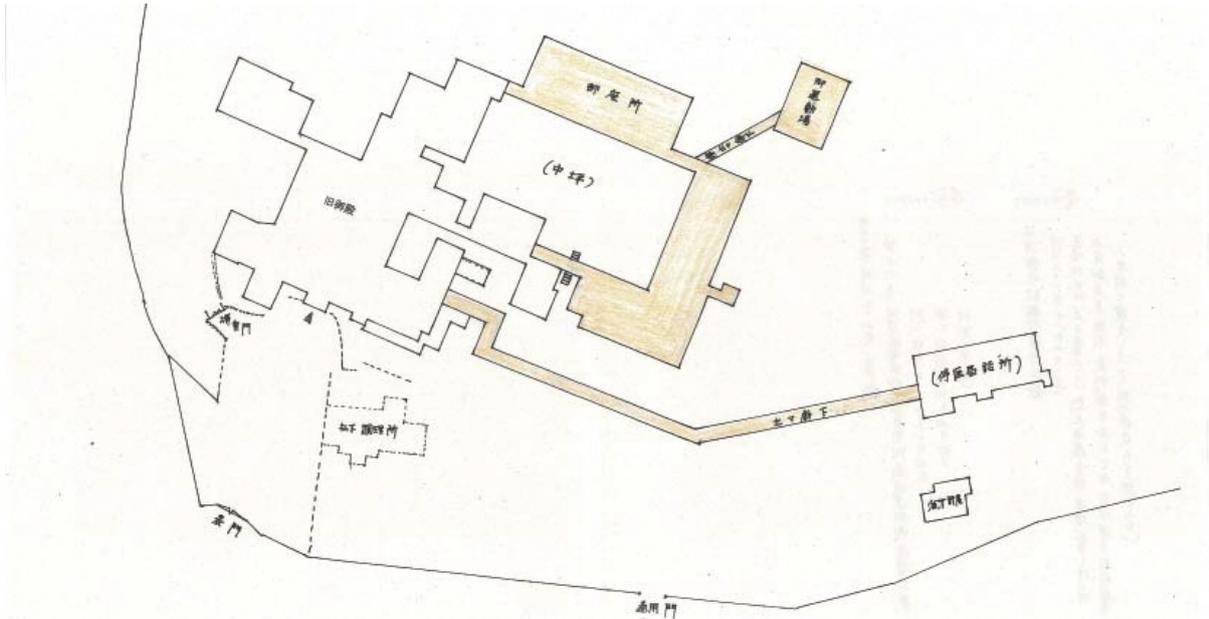
— 明治26年の図に見られる川村純義伯爵別邸範囲

[巻末図版 32] 川村純義伯爵別邸

（明治39年工事録2 第16号 沼津西御用邸へ賢所附属仮建物曳建増工事付図内題「沼津西御用邸建増図」の旧御殿（旧川村邸）外枠 宮内庁公文書館所蔵に明治41年建物台帳異動録 第35 沼津御用邸西附属邸 沼津御用邸西附属邸御車席其他建増付図 宮内庁公文書館所蔵の旧御殿（旧川村邸）を書き加えた図（作成者：浅羽英男）に明治26年時の建物外枠を赤線にて追記）

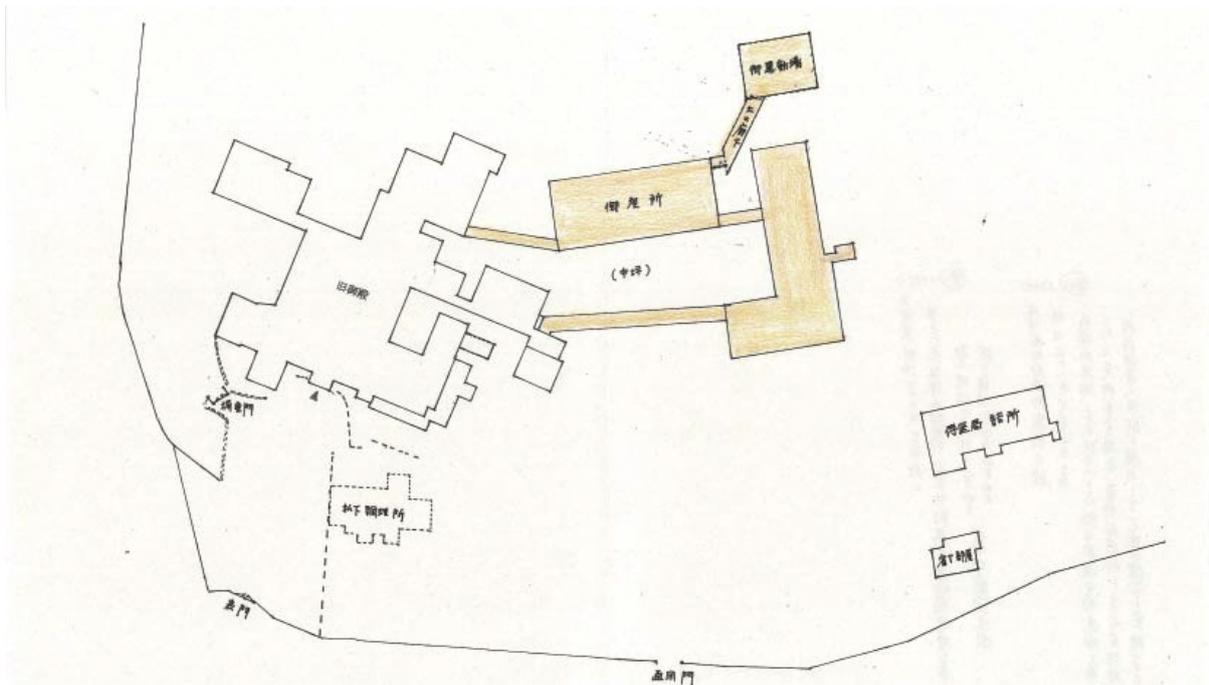
賢所附属仮建物の移築工事は、明治38年（1905）11月4日に起工し、明治39年（1906）4月4日に竣工した。当初予定では、旧御殿（川村伯爵別邸）に平行する形で増築が行われる予定であったが、明治38年12月7日に馬場匠寮助、木子技手、縣主殿属が現地を検分し建物配置を現在のように海側に約30度向けた南西向きに変更した上で（沼津御用邸西附属邸日録）、御座所棟は縁座敷に折曲り入側縁廊下を増築した。また、賢所附属仮建物については、柿葺であったものを移築時に瓦葺に変更し、それに伴い小屋裏に筋交い補強が行われた記録が残っている。

その後、明治41年（1908）に御車寄その他建物（浴室、廊下等）、大正11年（1922）に御



[巻末図版 33] 新御殿 建増 当初計画図

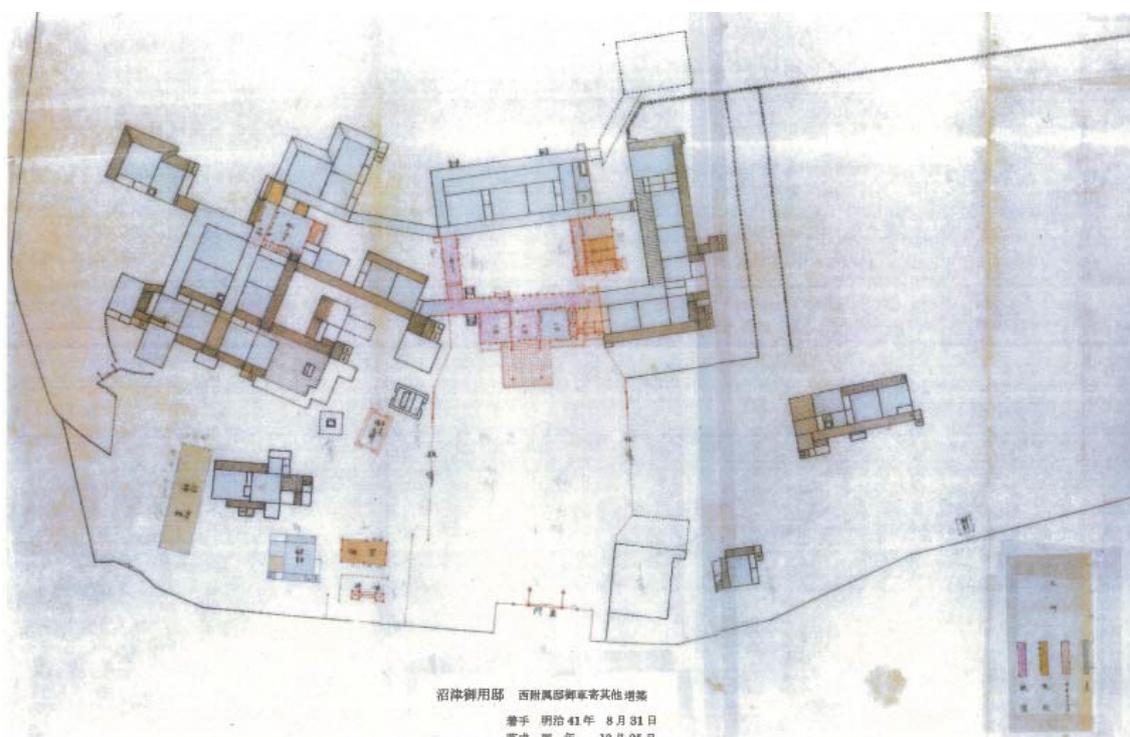
(識別番号 39992-2 内匠寮 明治39年 工事録 2 第16号沼津御用邸へ賢所附属仮建物曳建増工事 付図(甲図) 宮内庁公文書館所蔵 の写し (作成者：浅羽英男))



[巻末図版 34] 新御殿 建増 実施図

(識別番号 39992-2 内匠寮 明治39年 工事録 2 第16号沼津御用邸へ賢所附属仮建物曳建増工事 付図(乙図) 決定図 宮内庁公文書館所蔵 の写し (作成者：浅羽英男))

運動場跡に御玉突所が増築された。昭和 46 年（1967）及び平成 5～7 年度に修理工事が行われているが、昭和 44 年（1969）に宮内庁から財務省へ移管された際の資料のうち、昭和 37 年（1962）に作成された平面図と現在を比較すると、変更されたところはなく、御用邸時代の建物がそのままの形で残されている。



沼津御用邸 西附属邸御車寄其他増築  
 着手 明治 41 年 8 月 31 日  
 落成 同 年 12 月 25 日  
 [巻末図版 35] 御車寄等増築 平面図  
 (明治 41 年建物台帳移動録 第 35 沼津御用邸西附属邸)



[巻末図版 36] 御玉突所 増築後 平面図  
 (識別番号 67948 沼津御用邸 大正・昭和 内匠寮 昭和 5 年「静岡県下行幸二付沼津御用邸西附属邸御成 平面図 青図 宮内庁公文書館所蔵 の写し (作成者：浅羽英男)



■西附属邸写真（識別番号 46855「熱海御用邸・沼津御用邸（写真帳）」宮内庁公文書館所蔵）



[卷末図版 39] 西附属邸正門



[卷末図版 40] 西附属邸御殿御車寄



[卷末図版 41] 西附属邸御殿 其一



[卷末図版 42] 西附属邸御殿 其二



[卷末図版 43] 西附属邸海岸門



[卷末図版 44] 西附属邸海岸門前ヨリ外構一帯ヲ望ム

2. 宮内庁宮内公文書館所蔵資料沼津御用邸関連資料リスト（平成29年度収集分）

種類	識別番号	資料名	内容
図面	4324	沼津御用邸洋館新築図面 年度不明	1/50 建図、組立図（青図）、平面図他
図面	39080	沼津御用邸御座所臣下詰所 向キ増築図 明治28年	明治28年9月1日起工、11月5日竣工、1/100 御座所平面図、1/100 御座所矩計図、御座所地形切断、1/100 御座所小屋伏図、1/100 御座所床伏図、1/50 御座所切断図、1/50 御座所南面、1/50 御座所東妻図、1/100 新御座所屋根伏図、1/100 臣下詰所向地図、1/10 臣下詰所向増築矩計図、臣下向増築地形切断図、1/100 臣下詰所向石伏図、1/100 臣下詰所向床伏図、1/100 臣下詰所向小屋伏図、1/50 臣下詰所向切断図、1/100 臣下詰所向屋根伏図、1/100 臣下湯殿便所地図、1/100 侍医局地図、1/100 侍医局小屋伏図、1/10 侍医局増築矩計図、1/100 侍医局石伏図、1/100 侍医局床伏図、1/100 侍医局屋根伏図
図面	39081	沼津御用邸総地図二百分一 1 明治34年	本邸御殿、附属建物、塀、門他
図面	39082	沼津御用邸総地図二百分一 2 明治34年	本邸御殿、附属建物、塀、門他
図面	39083	沼津御用邸附属邸総地図 二百分一 明治	東附属邸総図
図面	39090	沼津御用邸総図二百分一 明治28年	1/200 明治28年11月 本邸御殿、附属建物、塀、門他
図面	65622	静岡沼津出張所（御料地地 図）	富士山南麓の御料地地図
図面	67912	明治29年 地積録1 第9 号沼津御用邸	本邸前通路買取地位置図
図面	67948	3、沼津御用邸	1/6000 沼津駅より、沼津御用邸に至る附近の図、1/300 本邸全体図、1/1200 沼津御用邸総図（大正11年10月）、西附属邸内附属舎電灯図、西附属邸電熱器設備工事、西附属邸電灯設置図、1/200 西附属邸地図（大正3年1月）、1/600 西附属邸平面図（大正10年5月）、昭和5年県下行幸に付西附属邸御殿其他平面図、昭和5年県下行幸部屋割、附属各建物平面図
図面	98080	沼津御用邸総図 昭和	総図、昭和6年西附属邸図、昭和2年島郷御料地図
図面	98153	沼津御用邸東附属邸平面図 大正11年	1/100 基本図 東附属邸御殿、附属建物 大正11年9月
図面	98154	沼津御用邸総図 大正11年	1/1300 事業用原図 大正11年10月
図面	98155	沼津御用邸附属各建物平面 図 其一 大正11年	1/100 基本図 大正11年9月
図面	98156	沼津御用邸附属各建物平面 図 其二 大正11年	1/200 事業用原図 大正11年9月
図面	98157	沼津御用邸附属各建物平面 図 其二 大正11年	1/100 基本図 大正11年9月
図面	98158	沼津御用邸西附属邸御殿平 面図 大正11年	1/100 基本図 大正11年9月
図面	98159	沼津御用邸西附属邸附属各 建物平面図 大正11年	1/100 基本図 大正11年9月
図面	98160	沼津御用邸西附属邸玉突場 平面図 大正11年	1/100 大正11年8月
図面	98161	沼津御用邸附属各建物平面 図 其三 大正12年	1/100 基本図 大正11年8月
図面	98162	沼津御用邸附属各建物平面 図 其三 大正12年	1/200 事業用原図 大正11年8月
図面	98163	沼津御用邸東附属邸平面図 大正11年	1/200 事業用原図 大正11年9月
図面	98164	沼津御用邸御殿平面図 大 正11年	1/200 事業用原図 大正11年8月
図面	98165	沼津御用邸西附属邸御殿平 面図 大正11年	1/200 事業用原図 大正11年9月
図面	98166	沼津御用邸西附属邸附属各 建物平面図 大正11年	1/200 事業用原図 大正11年9月
図面	98167	沼津御用邸附属各建物平面 図 其一 大正11年	1/200 事業用原図 大正11年9月
図面	98168	沼津御用邸全図 明治28年	1/200 本邸、附属建物、塀、門他 明治28年11月

種類	識別番号	資料名	内容
図面	98169	沼津御用邸図 明治34年	本邸、附属建物、塀、門他、明治34年6月
図面	98170	沼津御用邸附属建物総図 明治37年	東附属邸御殿、附属建物、塀、門他 明治37年8月
図面	98171	沼津御用邸附属建物図 明治37年	東附属邸御殿平面図 明治37年8月
図面	98172	沼津御用邸附属邸(総図・御殿平面図)	東附属邸全体図、東附属邸御殿平面図
図面	98173	沼津御用邸西附属邸(総図・御殿等平面図)	西附属邸全体図、西附属邸御殿平面図
図面	98174	沼津御用邸(総図・御殿平面図・各建物平面図・土地図) 大正11年 昭和33・34年	1/200 西附属邸御殿平面図(昭和34年2年月)、西附属邸御殿求積図、1/200 附属各建物平面図其二(大正11年9月)、1/100 附属各建物平面図其三(大正11年11月8月)
写真	46855	熱海御用邸、沼津御用邸(写真帳) 大正・昭和	総図、本邸御殿平面図、本邸写真、東附属邸写真、西附属邸御殿平面図、西附属邸写真
写真	46864	葉山御用邸、葉山附属邸、鎌倉御用邸、沼津御用邸、静岡御用邸(写真帳) 大正11年	"総図、本邸御殿平面図、本邸写真、東附属邸写真、西附属邸御殿平面図、西附属邸写真"
写真	46888	蟻害調査写真帳 葉山御用邸、立石御休所、高松宮葉山別邸、沼津御用邸、静岡御用邸(写真帳) 大正・昭和	大正6年7月撮影 総図、本邸御殿平面図、本邸写真、東附属邸御殿平面図、東附属邸写真、西附属邸御殿平面図、西附属邸写真
工事録等	3977-8	工事録8 明治24年	14号元近衛局跡東宮大夫官舎二模様替、42号赤坂離宮内東宮御教養主任官官舎新築
工事録等	3979-5	工事録5 明治26年	42号表御門内庭境板塀敷設工事 43号御庭廻り其他芝張
工事録等	3981-2	工事録2 明治28年	29号接続民地買上二付キ家屋移転料其ノ他支出、30号御座所及臣下詰所建増、31号外構取擴石垣築造其ノ他
工事録等	3982-2	工事録2 明治29年	16号西御用邸へ賢所附属仮建戸新物設曳建、増35、号2魚3号海岸石垣裏土手芝張、33号附属邸咽筒置場新築、34号附属官舎精方詰所建増及芥溜新設、36号御座所廻御入側蹴艶敷替、37号附属家土台入替及家根葺、50号侍医局脇高等官便所ヲ物置二模様替及判任官便所同裕室建増、51号海岸石垣裏板塀腐朽二付仕替、66号表門及通用門並左右木柵改造、117号西附属邸修繕7号板庫其ノ他建設 15号玉突所新設
工事録等	3984-11	工事録11 明治31年	19号厩新築秣入馬丁室便所移転建増其他
工事録等	3986-3	工事録3 明治33年	14号厩舎及御馬車舎共建増工事
工事録等	3986-12	工事録12 明治33年	24号仕人勤番所新築、61号赤坂離宮内東宮大夫官舎取解及取片付、85号厩舎及馬車舎建増、91号御車寄及御湯殿其他建増
工事録等	3987-8	工事録8 明治34年	33号洋館新築、24号御球突場位置替及修繕、41号御庭先地盤高低盛土
工事録等	3989-8	工事録8 明治36年	29号御座所其ノ他置表替障子張替、39号附属建物建設
工事録等	3991	工事録2 明治38年	33号湯呑所建増替及び御学問所以下絨氈竝帆木綿敷替、40号用水溜新設、48号各所畳表替及障子張替、84号西附属邸仕人官舎及び省丁部屋取設、107号西御用邸置表替及障子張替竝下水吐土管敷設硝子戸「ハテ」付金物修繕薄縁敷替
工事録等	3992-2	工事録2 明治39年	16号西御用邸へ賢所附属仮建物曳建増、23号海岸石垣裏土手芝張、33号附属邸咽筒置場新築、34号附属官舎井戸新設、35号魚精方詰所建増及芥溜新設、36号御座所廻御入側絨氈敷替、37号附属家土台入替及家根葺、50号侍医局脇高等官便所ヲ物置二模様替及判任官便所同裕室建増、51号海岸石垣裏板塀腐朽二付仕替、66号表門及通用門並左右木柵改造、117号西附属邸修繕
工事録等	4014	土地建物録 明治23年	12号赤坂離宮内舊近衛建物ノ一部ヲ經理部ヨリ受領ノ件
工事録等	4024	土地建物録 明治33年	19号赤坂離宮内舊東宮大夫官舎ヲ東宮御所御造営局ヨリ譲受ノ件、35号沼津御用邸洋館新築二付キ細工小屋トシテ東宮御所御造営局石工場1棟一時借受ノ件、39号東宮御所御造営局階下ノ一室ヲ沼津御用邸洋館新築工事事務所用トシテ借受ノ件
工事録等	4047	土地建物異動録 明治29～30年	4号赤坂離宮(東宮大夫拝借ノ図平面図・屋根伏図)、10号沼津御用邸(御馬見所、馬丁詰所、牛舎湯沸所、牛舎便所、牛舎糞捨所、御玉突所等)
工事録等	4054	建物台帳異動録 明治41年	本邸(消毒所・便所・物置新築、両等官浴室・皇族便所増築) 東附属邸(塵芥留新築)、西附属邸(物置・下人厠払下)(御車寄ほか新築)
工事録等	4059	建物台帳異動録 大正2年	供進所新設及調理場改造、牛舎・糞捨場・湯沸所改築、在来建物払下

種類	識別番号	資料名	内容
工事録等	4060	建物台帳異動録 大正3年	東附属邸（附属舎押入取設）、西附属邸（調理所及湯殿便所改造、賄所廻改造、井戸屋形修繕及び位置替、外構沼津垣ヲ木柵ニ改造）
工事録等	4283-1	沼津御用邸新築工事録1 明治25～26年	新築経費内訳
工事録等	4283-2	沼津御用邸新築工事録2 明治25～26年	新築竣工仕様
工事録等	4283-3	沼津御用邸新築工事録3 明治25～26年	一式、物品、職工、運搬、貯蓄品
工事録等	4288-1	沼津御用邸建増工事録1 明治28年	御座所臣下詰所建増
工事録等	4288-2	沼津御用邸建増工事録2 明治28年	雑書
工事録等	4304-1	沼津御用邸建増工事録1 明治33年	御車寄、御湯殿、候所壺掘石据図、根石据付図、屋根伏図
工事録等	4304-3	沼津御用邸建増工事録3 明治33年	御車寄脇其外板塀建設、新御殿裏へ沼津垣建設御入替、侍医局間内模様替、侍医局屋根瓦葺、侍医局建具、侍医局用絨氈買上、雨落葛石据付、白須階段、厨用瀬戸焼朝顔樋箱土管買上、御湯殿及化粧間廊下共屋根箱棟用材買上、侍医局軒樋釣金物御入、在来御廁曳建根石据付及御湯殿吸込枘取設石工御買上御入。侍医局其他壁塗方
工事録等	4304-4	沼津御用邸建増工事録4 明治33年	仕人勤番所新築、建増地形石積、吹抜丸太柵、御湯沸所新築、侍医局、御湯殿候所其他建増、御馬車舎及び馬舎建増、御車寄其他建増、御車寄其他百分一、増築御湯殿其他百分一、御座所ヨリ御湯殿御廁間取合御廊下、侍医局建増
工事録等	9444-3	工事録3 大正11年	沼津御用邸ノ部 1号改築ニ付御湯殿増築其他工用セメント購入ノ件 2号改築ニ付庭苑歩道用化粧砂利購入ノ件 3号改築ニ付庭苑歩道左右芝地用野芝購入ノ件 4号西附属邸御殿御食堂戸袋其他各所修繕工事ノ件 5号改築ニ付石垣築造用セメント購入ノ件 6号改築ニ付西附属邸外構塀増設其他工用セメント購入ノ件 7号改築ニ付陸橋架設並石垣下水築造工用セメント購入ノ件 8号掃除ニ付畳表其他購入ノ件 9号改築ニ付本邸及西附属邸正門付近其他道路敷込用化粧砂利購入ノ件 10号改築ニ付庭苑歩道沿ヒ芝地其他用芝補足購入ノ件 11号改築工事に付水栓キ栓其他取付工事ノ件 12号改築ニ付本邸附属家改造其他工用セメント購入ノ件 13号改築ニ付自動車庫牛舎一般排水工事ノ件 14号籐脇掛イス製作ノ件 15号各所電灯外線路手入其他工事ノ件 16号西附属郡改修ニ付給水用鉛管購入ノ件 17号西附属邸改修ニ付衛生器具購入ノ件 18号西附属邸給水用電動口筒取付工事ノ件 19号西附属邸改修ニ付給水槽建設工事ノ件 20号西附属邸改修ニ付便溜築造工事ノ件 21号西附属邸球戯室曇帳其他新調取付ノ件 22号球突台修補ノ件 23号西附属邸球戯室用椅子新調ノ件 24号西附属邸電熱器用紐線購入ノ件 25号西附属邸電熱器設置用品購入ノ件 26号西附属邸電熱器設置其他用品購入ノ件 27号西附属邸設置用電熱器購入ノ件 28号西附属邸御玉突所及渡廊下新築ノ件 29号西附属邸御座所其他絨氈購入ノ件 30号西附属邸電熱器設置用電線購入ノ件 31号西附属邸改修ニ付電熱器其他設備工事ノ件
工事録等	9598	工事録23（工事計画書の部）大正13年	72号御座所絨氈敷替、121号御殿新築、131号本邸聖上・皇后両御座所廻り入側レースカーテン新調取付
工事録等	10648-10	工事録11 昭和16年	16号洋施ベランダ修繕、17号西附属邸海岸建石垣一部捨石調護、18号防空施設用木材、19号遮蔽幕新調、20号附属建物遮蔽幕新調、21号木製防空壕取設、21号貯水池取設、23号混凝土防空壕取設、24号特殊防空壕取設、25号電灯其他設備、26号電話設備

種 類	識別番号	資料名	内 容
工事録等	10677	建物台帳異動録 昭和20～21年	14号西附属邸、27号西附属邸、29号建物台帳管理簿抹消回
工事録等	10756-1	防空関係工事録1 昭和16～19年	13号木材譲渡ノ件、15号海岸砂利譲渡ニ関スル件
工事録等	10756-2	防空関係工事録2 昭和16～19年	66号雑、67号昭和16年度防空施設実施状況
その他資料		会計雑録 明治22～39年	2号静岡県駿東郡楊原大字善太夫字桃郷林川村伯爵所有地竝建物其ノ他地上物件買上方御料局ヘ達ノ件
その他資料	20357	稟議書5 明治43年	御舟屋形改造、附属家堀井戸新設
その他資料	20557-1	宮殿費営繕費1（沼津御用邸費） 大正12年	西邸内玄関脇門竹垣修繕、西附属邸各所面砂利敷、電燈器具掃除諸垣根其他修繕、西附属邸表門外自動車道修繕、自動車庫前左右路面割栗石敷込其外、庭苑小事業用職工人夫供給、東附属邸下水樹木蓋修繕、温室用梯子改造、鳥小屋人口金網戸修繕、厩舎尿板其他修繕、西附属邸御庭出入口木戸扉金物腐食ニ修繕、東邸馬場排水土管其他付近掃除、御用邸及西附属邸屋根及雨樋落葉掃除、東附属邸御殿廻り各所軒樋修繕、風呂桶修繕、西邸外燈増設、温室脇作業小屋内棚取設、御用邸リノリウム供給、御殿海岸出入口駒寄開戸其他修繕、温室階段模様替及植木台切縮其他、侍従職室前庭花壇増設、庭苑溝掃除用定備人夫供給、東附属邸外庭砂除炭俵垣修繕同所吹寄砂取り拾、東附属邸用風呂桶修繕、西附属邸御殿其他硝子障子硝子破損入替、東附属邸御殿内各所硝子戸硝子入替、東西両附属邸御内庭其他小松緑取り、西附属邸御玉突所御廊下窓硝子艶消硝子ニ入替、西附属邸御殿障子切張、東西両附属邸庭苑掃除備人夫供給、本邸各所雨樋岸修、本邸御殿床之間右側及大臣官房窓下張付張替、庭苑桜樹栽植、西附属邸海岸炭俵垣修繕、東附属邸御殿湯殿ニケ所其他、西附属邸樹木施肥其他、本邸兩附属邸庭苑諸掃除用備人夫供給、籐椅子拾五脚其他破損品修繕、風呂桶蓋板修繕、庭苑松樹緑摘手入、西附属邸御殿其他瓦破損修繕
その他資料	20557-2	宮殿費営繕費2（沼津御用邸費） 大正12年	西附属邸排水吸込桝破潰修繕、西附属邸備付椅子及卓子修補、東附属邸御殿前其他樹木手入、東西附属邸庭苑諸掃除、竹簾虫害破損ニ付修補、本邸庭苑諸掃除、洋館御書齊室其他雨漏修繕、西附属邸正門扉其他各所破損ニ付修繕、卓子覆五枚萌黄色別染キャラコ合口袋仕立新調、附属御買上建物家根雨漏修繕、庭苑樹木手入、本邸海岸向陸橋付近其他路面修繕、御殿内及附属舎硝子戸硝子入替、本邸庭苑諸掃除、楨樹生垣刈込手入、本邸庭苑諸掃除、御用邸及兩附属邸屋根及雨樋等落葉掃除、東西両附属邸庭苑諸掃除、西附属邸御殿其他雨樋修繕、本邸庭苑諸掃除、本邸井戸浚渫、東西両附属邸庭苑諸掃除、本邸御座所廻及御食堂其他障子張替、本邸西洋館カーヘル前金物其他、東西附属邸用井戸繩供給、東西附属邸用井戸釣瓶新調、革張椅子十二脚革塗替並ニ木地骨塗替、西附属邸御湯殿御拭所薄縁其他刺立敷込、西附属邸御浴室薄縁敷替及同事務室薄縁敷替、西邸便所窓建具改造、東西両附属邸庭苑諸掃除、東西附属邸御殿各所建具工合直、御用邸及兩附属邸屋根及雨樋等落葉掃除、裂張椅子拾貳脚新規張替並ニ生地塗替、御用邸及東西両附属邸屋根及雨樋等落葉掃除、東附属邸御殿内及附属舎硝子戸硝子入替、西附属邸御内各所並ニ硝子戸硝子入替、本邸通御廊下其他絨氈敷替、西邸殿下御側リーリウム敷取、西附属邸玉突室脇廊下日除新調取付、電柱建設替其他、西邸給水槽漏水修繕、東西両附属邸庭苑松樹手入、東西両附属邸庭苑諸掃除用定備人夫、本邸小松手入並大松枯枝伐採、本邸庭苑諸掃除用人夫
その他資料	31135	立案書（4） 沼津御用邸用途廃止関係 昭和44年	立木調査 胸高10cm以上、クロマツを除く5,147本 昭和44年10月25日
その他資料	31295	国省財産台帳（一般会計所属、皇室用財産 沼津御用邸） 昭和22～34年	樹木、工作物（門、塀、上下水道、井戸、照明、暖房、通信他）
その他資料	31359	建物台帳10（沼津及び那須及び附属邸） 明治26～昭和2年	本邸、東附属邸、西附属邸及び各附属建物について記載

## 1. 関係法令（抜粋）

文化財保護法施行令（昭和 50 年 9 月 9 日政令第 267 号）

最終改正：平成 27 年 12 月 21 日

政令第 418 号

平成 28 年 4 月 1 日施行

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第 5 条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第 5 号に掲げる事務（法第 92 条第 1 項の規定による届出の受理及び法第 94 条第 1 項又は第 97 条第 1 項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第 1 号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

1 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第 125 条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令  
イ 小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で 2 年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が 150 ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改

修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）  
チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

2 法第 130 条（法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第百 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第 4 項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第 4 項第 1 号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければ

ばならない。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号)

最終改正：平成 27 年 12 月 21 日

文部科学省令第 36 号

(許可の申請)

第 1 条 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 125 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第 184 条第 1 項第 2 号及び文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号。以下「令」という。）第 5 条第 4 項第 1 号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

1 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

2 指定年月日

3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

4 所有者の氏名又は名称及び住所

5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

7 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

9 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

10 現状変更等の内容及び実施の方法

11 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

12 現状変更等の着手及び終了の予定時期

13 現状変更等に係る地域の地番

14 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

15 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

1 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

2 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添付書類等)

第 2 条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

1 現状変更等の設計仕様書及び設計図

2 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

3 現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真

4 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

5 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

6 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

7 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

8 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

9 前条第 2 項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第 2 号の実測図及び同項第 3 号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第 3 条 法第 125 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第 184 条第 1 項第 2 号及び令第 5 条第 4 項第 1 号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第 4 条 法第 125 条第 1 項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

1 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

2 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

3 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第 5 条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第 168 条第 1 項第 1 号又は第 2 項の規定による同意を求めようとする場合には第 1 条及び第 2 条の規定を、法第 168 条第 1 項第 1 号又は第 2 項の規定による同意を受けた場合には第 3 条の規定を準用する。

2 法第 168 条第 3 項で準用する法第 125 条第 1 項ただし書の規定により現状変更について同意を求めるところを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第 6 条 令第 5 条第 4 項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 管理計画を定めた教育委員会
- 5 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 6 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 7 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 8 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第 7 条 令第 5 条第 7 項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 1 令第 5 条第 4 項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する旨
- 2 令第 5 条第 4 項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する日

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

(昭和 26 年 3 月 8 日文化財保護委員会規則第 8 号)

最終改正：平成 17 年 3 月 28 日

文部科学省令第 11 号

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第 6 条 法第 118 条、第 120 条及び 172 条第 5 項で準用する法第 33 条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
- 8 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 9 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度

10 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響

11 滅失、き損等の事実を知つた日

12 滅失、き損等の事実を知つた後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキヤビネ型写真及び図面を添えるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

(昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 9 号)

最終改正：平成 17 年 3 月 28 日

文部科学省令第 11 号

(復旧の届出)

第 1 条 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 127 条第 1 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 1 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 8 復旧を必要とする理由
- 9 復旧の内容及び方法
- 10 復旧の着手及び終了の予定時期
- 11 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 12 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 1 設計仕様書
- 2 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 3 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く占有者の意見書

(届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更)

第 2 条 前条第 1 項の届出の書面又は同条第 2 項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第 3 条 法第 127 条第 1 項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第4条 法第127条第1項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1 法第118条又は第120条で準用する法第35条第1項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 2 法第122条第1項又は第2項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 3 法第125条第1項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第5条 法第167条第1項第5号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第1条から第3条までの規定を準用する。

2 法第167条第1項第5号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1 法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 2 法第169条第1項第2号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

2 三重県の事務処理の特例に関する条例別表第2の35の項の規定による各市の教育委員会が処理することとする事務は、別表第2に掲げるとおりとする。

#### 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第7号)

最終改正:平成27年9月11日

文部科学省令第30号

(標識)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第124号。以下「法」という。)第115条第1項(法第120条及び第172条第5項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称
- 2 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の教育委員会の名称)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)
- 3 指定又は仮指定の年月日
- 4 建設年月日

3 第1項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第2号から第4号に掲げる事項は裏

面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第2号に掲げる事項は裏面に前項第3号及び第4号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第2条 法第115条第1項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 1 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
- 2 指定又は仮指定の年月日
- 3 指定又は仮指定の理由
- 4 説明事項
- 5 保存上注意すべき事項
- 6 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第3条 前条第1項第4号又は第5号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法第115条第1項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、13センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは30センチメートル以上とするものとする。

3 第1項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字(特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。)及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第1項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第5条 第1条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第6条 法第115条第1項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

沼津市風致地区条例

平成 25 年 3 月 29 日条例第 15 号

(許可を要する行為)

第 2 条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物（以下この条、第 6 条及び第 13 条において「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下この条及び第 6 条において「宅地の造成等」という。）
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土石の類の採取
- (5) 水面の埋立て又は干拓
- (6) 建築物等の色彩の変更
- (7) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下この条及び第 6 条において同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。以下この条及び第 6 条において同じ。）の堆積

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。

- (1) 都市計画事業の施行として行う行為
- (2) 国、地方公共団体又は都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (4) 建築物の新築、改築又は増築で、新築、改築又は増築に係る建築物若しくはその部分の床面積の合計が 10 平方メートル以下であるもの（新築、改築又は増築後の建築物の高さが、別表（ア）欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表（イ）欄に掲げる限度を超えることとなるものを除く。）
- (5) 建築物の移転で移転に係る建築物の床面積が 10 平方メートル以下であるもの
- (6) 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下この条、次条及び第 6 条において同じ。）の新築、改築、増築又は移転

ア 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物の新築、改築、増築又は移転

イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、改築、増築又は移転

ウ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台の新築、改築、増築又は移転

エ アからウまでに掲げる工作物以外の工作物の新築、改築、増築又は移転で、新築、改築、増築又は移転に係る部分の高さが 1.5 メートル以下であるもの

(7) 面積が 10 平方メートル以下の宅地の造成等で、高さが 1.5 メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(8) 次に掲げる木竹の伐採

ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

エ 仮植した木竹の伐採

オ この項各号及び次条各号に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木材の伐採

(9) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第 7 号の宅地の造成等と同程度のもの

(10) 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更

(11) 面積が 10 平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓

(12) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が 10 平方メートル以下であり、かつ、高さが 1.5 メートル以下であるもの

(13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為  
ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

イ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

(ア) 建築物の新築、改築、増築又は移転

(イ) 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に付属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類する工作物以外のものの新築、改築、増築又は移転

(ウ) 高さが 1.5 メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う宅地の造成等

(エ) 高さが 5 メートルを超える木竹の伐採

(オ) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が(ウ)の宅地の造成等と同程度のもの

(カ) 建築物等の色彩の変更で第 10 号に該当しないもの

(キ) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが 1.5 メートルを超えるもの

ウ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業又は有線電気通信法（昭和 28 年法律第 96 号）第 2 条第 2 項に規定する有線電気通信設備を用いて行われる共同聴取業務（放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）第 142 条第 1 号ロ（1）に規定する共同聴取業務をいう。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。以下この条及び次条において同じ。）のうち、高さが 15 メートル以下であるものの新築（有線電気通信設備を用いて行われる共同聴取業務の用に供する線路又は空中線系

に係るものに限る。)、改築、増築又は移転  
エ 農業、林業又は漁業（次条において「農業等」という。）を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

- (ア) 建築物の新築、改築、増築又は移転
- (イ) 用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
- (ウ) 宅地の造成又は土地の開墾
- (エ) 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）
- (オ) 水面の埋立て又は干拓

3 国、静岡県若しくは市の機関又は規則で定める公共的団体（以下この項において「国の機関等」という。）が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

（適用除外）

第3条 次に掲げる行為については、前条の規定は適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

- (1) 高速自動車国道若しくは道路法（昭和27年法律第180号）による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道を除く。）とを連結する施設の新設及び改築を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- (2) 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道（鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。）の造設（これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路（高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。）とを連結する施設の造設を除く。）又は管理に係る行為
- (3) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為
- (4) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (5) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項（同項第4号を除く。）に規定する業務に係る行為（前号に掲げるものを除く。）
- (6) 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為
- (7) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）

による地すべり防止工事の施行又は地すべり防止施設の管理に係る行為

- (8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行又は急傾斜地崩壊防止施設の管理に係る行為
- (9) 森林法（昭和26年法律第249号）第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為
- (10) 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- (11) 森林法第5条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為
- (12) 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）
- (13) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）
- (14) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設（駅、操車場、車庫その他これらに類するもの（以下この条において「駅等」という。）の建設を除く。）又は管理に係る行為
- (15) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設（鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為
- (16) 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道の敷設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為
- (17) 海岸法（昭和31年法律第101号）による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為
- (18) 航路標識法（昭和24年法律第99号）による航路標識の設置又は管理に係る行為
- (19) 港則法（昭和23年法律第174号）による信号所の設置又は管理に係る行為
- (20) 航空法（昭和27年法律第231号）による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー若しくは通信設備の設置又は管理に係る行為
- (21) 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- (22) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為
- (23) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設（同条第6項の規定により同条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設とみなされた施設を含む。）に関する工事の施行又は港湾施設の管理に係る行為

(24) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(25) 認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(26) 放送法による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(27) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業（特定規模電気事業を除く。）の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

(28) ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物の設置（同法第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供するガス工作物の設置に限り、液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

(29) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

(30) 道路交通法（昭和35年法律第105号）による信号機の設置又は管理に係る行為

(31) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第143条第1項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存に係る行為

(32) 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為

(33) 自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業又は県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為

(34) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項に規定する鉱物の掘採に係る行為

（許可の基準）

第6条 市長は、第2条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

(1) 建築物等の新築

ア 仮設の建築物等

(ア) 当該建築物等の構造が、容易に移転し、又は除去することができるものであること。

(イ) 当該建築物等の規模及び形態が、新築の行わ

れる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ 地下に設ける建築物等については、当該建築物等の位置及び規模が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ その他の建築物等

(ア) 建築物にあっては、当該建築物の高さが、別表（ア）欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表（イ）欄に掲げる限度を超えないこと。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実に認められる場合においては、この限りでない。

(イ) 建築物にあっては、当該建築物の建蔽率が、別表（ア）欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表（ウ）欄に掲げる限度以下であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(ウ) 建築物にあっては、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、別表（ア）欄に掲げる風致地区の種別ごとに、道路に接する部分にあっては同表（エ）欄に掲げる限度、その他の部分にあっては同表（オ）欄に掲げる限度以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(エ) 建築物にあっては、当該建築物が接する地盤面の高低差が、別表（ア）欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表（カ）欄に掲げる限度以下であること。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実に認められる場合においては、この限りでない。

(オ) 建築物にあっては当該建築物の位置、形態及び意匠が、工作物にあっては当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(カ) 建築物にあっては、敷地が造成された宅地又は埋立て若しくは干拓が行われた土地であるときは、風致の維持に必要な植栽その他の措置を行うものであること。

(2) 建築物等の改築

ア 建築物にあっては、改築後の建築物の高さが、改築前の建築物の高さを超えないこと。

イ 建築物にあっては改築後の建築物の位置、形態及び意匠が、工作物にあっては改築後の工作物の規模、形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(3) 建築物等の増築

## ア 仮設の建築物等

(ア) 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(イ) 増築後の建築物等の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ 地下に設ける建築物等については、増築後の当該建築物等の位置及び規模が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

## ウ その他の建築物等

(ア) 建築物にあっては、当該増築部分の建築物の高さが、別表(ア)欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表(イ)欄に掲げる限度を超えないこと。この場合において、第1号ウ(ア)ただし書の規定を準用する。

(イ) 建築物にあっては、増築後の建築物の建蔽率が、別表(ア)欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表(ウ)欄に掲げる限度以下であること。この場合において、第1号ウ(イ)ただし書の規定を準用する。

(ウ) 建築物にあっては、当該増築部分の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、別表(ア)欄に掲げる風致地区の種別ごとに、道路に接する部分にあっては同表(エ)欄に掲げる限度、その他の部分にあっては同表(オ)欄に掲げる限度以上であること。この場合において、第1号ウ(ウ)ただし書の規定を準用する。

(エ) 建築物にあっては、増築後の建築物が接する地盤面の高低差が、別表(ア)欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表(カ)欄に掲げる限度以下であること。この場合において、第1号ウ(エ)ただし書の規定を準用する。

(オ) 建築物にあっては増築後の建築物の位置、形態及び意匠が、工作物にあっては増築後の工作物の規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

## (4) 建築物等の移転

ア 建築物にあっては、移転後の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、別表(ア)欄に掲げる風致地区の種別ごとに、道路に接する部分にあっては同表(エ)欄に掲げる限度、その他の部分にあっては同表(オ)欄に掲げる限度以上であること。この場合において、第1号ウ(ウ)ただし書の規定を準用する。

イ 建築物にあっては移転後の建築物の位置が、工作物にあっては移転後の工作物の位置が、移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(5) 宅地の造成等については、次に掲げる要件に該当し、かつ、風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土

地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、別表(ア)欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表(キ)欄に掲げる限度以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

イ 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあっては、次に掲げる行為を伴わないこと。

(ア) 高さが5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土

(イ) 区域の面積が1ヘクタール以上である森林で、都市の風致の維持上特に重要であるものとして市長があらかじめ指定したものの伐採

エ 1ヘクタール以下の宅地の造成等でウ(ア)に規定する切土又は盛土を伴うものにおいて、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが、当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

(6) 木竹の伐採については、木竹の伐採が次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。

ア 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる行為をするために必要な最小限度の木竹の伐採

イ 森林の択伐

ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐(前号ウ(イ)の森林に係るものを除く。)で、伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの

エ 森林である土地の区域外における木竹の伐採

(7) 土石の類の採取については、採取の方法が、露店掘り(必要な埋戻し又は植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。)でなく、かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(8) 建築物等の色彩の変更については、変更後の色彩が変更の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と調和すること。

(9) 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。

ア 適切な植栽を行うものであること等により、行為後の地貌が、当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

イ 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(10) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが

少ないこと。

2 第2条第1項の許可には、都市の風致の維持上必要な条件を付することができる。この場合において、この条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

(行為の完了又は中止の届出等)

第10条 許可を受けた者が、当該許可に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

2 許可を受けた者が、当該許可に係る行為を中止したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出るとともに、当該許可に係る行為地を原状に回復する等風致の維持に必要な措置を講ずるものとする。

### 沼津市風致地区条例施行規則

平成25年3月29日規則第26号

(変更許可の申請)

第5条 条例第7条第1項本文に規定する許可を受けようとする者は、風致地区内行為変更許可申請書(第8号様式)に、第2条各号に掲げる書類及び別表に掲げる当該行為の区分に応じた図面を添えて、市長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第6条 条例第7条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるもの(変更しようとする行為が、条例第6条第1項に定める基準に適合するものに限る。)とする。

- (1) 建築物の新築、改築又は増築の許可に係る変更で、当該変更に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの
- (2) 宅地の造成等の許可に係る変更で、当該変更に係る部分の面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートルを超えるのを生じる切土又は盛土を伴わないもの
- (3) 土石の類の採取の許可に係る変更で、当該変更に係る地形の変更が前号の宅地の造成等と同程度のもの
- (4) 水面の埋立て又は干拓の許可に係る変更で、当該変更に係る部分の面積が10平方メートル以下であるもの
- (5) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積の許可に係る変更で、当該変更に係る部分の面積が10平方メートル以下であるもの

(行為の完了又は中止の届出)

第9条 条例第10条第1項の規定による届出は、風致地区内行為完了届(第11号様式)を市長に提出して行うものとする。

2 条例第10条第2項の規定による届出は、風致地区内行為中止届(第12号様式)を市長に提出して行うものとする。

### 沼津御用邸記念公園条例

改正:平成26年3月10日条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、沼津御用邸記念公園の管理並びに有料区域及び有料施設の使用に関し、沼津市都市公園条例(昭和38年条例第10号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(有料区域等)

第2条 沼津御用邸記念公園(以下「御用邸記念公園」という。)の有料区域及び有料施設(以下「有料区域等」という。)は、別表第1に定めるところとする。

(利用時間等)

第3条 御用邸記念公園の有料区域等の利用時間及び休日は、規則で定める。

(利用の許可)

第4条 御用邸記念公園の東附属邸を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可について必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、有料区域等の利用を制限し、又は禁止することができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 有料区域等を利用しようとする者(以下「利用者」という。)に迷惑をかけ、又は有料区域等の施設、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他管理上支障があると認めるとき。

(利用の停止等)

第6条 市長は、第4条第1項の許可を受けた者(以下「東附属邸の利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消し、又は当該許可の条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第4条第2項の条件に違反したとき。
- (3) その他管理上特に必要があるとき。

2 前項の規定による停止、取消し等によって、東附属邸の利用者に損害が生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(原状回復の義務)

第7条 東附属邸の利用者は、利用が終わったとき又は前条第1項の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第8条 御用邸記念公園の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第9条 市長は、御用邸記念公園の管理を指定管理者(地

方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（指定管理者の指定の手続）

第 10 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された書類により、次に掲げる要件について審査し、御用邸記念公園の設置目的を達成するために最もふさわしいと認めるものを、指定管理者として指定するものとする。

(1) 御用邸記念公園の利用に関し、平等性が確保できること。

(2) 御用邸記念公園の効果的な管理を実現できること。

(3) 事業計画に基づく管理を安定して行う能力を有していること。

（指定管理者の業務の範囲）

第 11 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 御用邸記念公園の利用時間及び休日の変更に關する業務。ただし、利用時間又は休日を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(2) 第 4 条の規定による利用の許可に関する業務

(3) 第 5 条の規定による利用の制限に関する業務

(4) 第 6 条の規定による利用の停止等に関する業務

(5) 御用邸記念公園の施設、設備等の維持管理に関する業務

(6) その他市長が必要と認める業務

（指定管理者の指定等の告示）

第 12 条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

（利用料金）

第 13 条 利用者は、有料区域等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。この場合において、東附属邸を利用しようとする者は、利用の許可を受けた時に利用料金を前納しなければならない。

2 利用料金は、別表第 2 に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、利用料金を、指定管理者の収入として収受させるものとする。

（利用料金の減免）

第 14 条 指定管理者は、規則で定める基準により利用料金を減免することができる。

（利用料金の還付）

第 15 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、東附属邸の利用料金については、指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第 16 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に許可を受けた有料施設の使用料については、この条例による改正後の沼津御用邸記念公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日から平成 7 年 3 月 31 日までの間における改正後の条例別表第 2 第 2 号の規定の適用については、同号の表中

300 円	200 円
150 円	100 円

とあるのは

200 円	150 円
100 円	70 円

とする。

（沼津市都市公園条例の一部改正）

4 沼津市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第 6 条中「使用しようとする者」の次に「（規則で定める有料施設を使用しようとする場合を除く。）」を加える。

付 則（平成 7 年 3 月 31 日条例第 13 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 8 年 9 月 30 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 11 年 3 月 26 日条例第 8 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 17 年 10 月 5 日条例第 43 号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の沼津御用邸記念公園条例（以下「改正前の条例」という。）第 3 条の規定によりその管理を委託されている沼津御用邸記念公園の管理については、この条例による改正後の沼津御用邸記念公園条例（以下「改正後の条例」という。）第 9 条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例施行の際現にこの条例による改正前の条例第 4 条に規定する利用料金の額については、改正後の条例第 13 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

付 則（平成 20 年 10 月 20 日条例第 37 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 26 年 3 月 10 日条例第 25 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

有料区域	本邸苑地、西附属邸苑地、東附属邸苑地
有料施設	西附属邸、東附属邸、駐車場

別表第2（第13条関係）

この限りでない。

(1) 本邸苑地・西附属邸苑地・東附属邸苑地

区分	金額	
	個人入園料	団体（30人以上） 入園料
大人1人1回につき	100円	60円
小・中学生1人1回につき	50円	30円

備考

- 1 東附属邸の利用者が東附属邸苑地へ入園する場合は、無料とする。
- 2 「大人」とは、小・中学生及び小学校就学前の乳幼児を除いた者をいう。
- 3 「小・中学生」とは、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者をいう。

(2) 西附属邸

区分	金額	
	個人入園料	団体（30人以上） 入園料
大人1人1回につき	300円	200円
小・中学生1人1回につき	150円	100円

備考

- 1 「大人」とは、小・中学生及び小学校就学前の乳幼児を除いた者をいう。
- 2 「小・中学生」とは、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者をいう。

(3) 東附属邸

区分	金額			
	午前	午後	夜間	時間外
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30 分から午後9 時まで	1時間 当たり
第1研修室	2,260円	2,980円	3,390円	920円
第2研修室	1,740円	2,360円	2,670円	720円
第3研修室	820円	1,020円	1,230円	300円
第4研修室	820円	1,020円	1,230円	300円
第5研修室	1,740円	2,360円	2,670円	720円
第6研修室	820円	1,020円	1,230円	300円
立礼席	1,230円	1,540円	1,850円	510円
茶室	5,650円	7,500円	8,530円	2,460円

備考

- 1 全日使用は、午前9時から午後9時までの時間とし、その利用料金は、各時間帯の利用料金の合計額とする。
- 2 午前・午後使用は、午前9時から午後5時まで、午後・夜間使用は、午後1時から午後9時までの時間とし、その利用料金は、各時間帯の利用料金の合計額とする。
- 3 時間外（全日使用の時間以外の時間をいう。）の利用料金は、1時間未満の端数を1時間として計算する。

(4) 駐車場

区分	駐車時間	金額
バス・マイクロバス	1回	1,020円
	2時間まで	300円
上記以外の自動車	2時間を超え4時間まで	1時間までごとにつき 150円
	4時間を超える場合	1,020円

備考 バス・マイクロバスの駐車時間は、1回2時間までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、

巻頭図版目次

[巻頭図版 1] 松林越しの富士山 ..... i  
 [巻頭図版 2] 松林を巡る苑路 ..... i

図目次

[図 1-1] 対象範囲図 ..... 1  
 [図 1-2] 指定範囲図 ..... 3  
 [図 1-3] 所有区分 ..... 5  
 [図 1-4] 各計画と保存活用計画の関連性 ..... 7  
 [図 2-1] 位置図 ..... 11  
 [図 2-2] 位置図 ..... 11  
 [図 2-3] 地質図 ..... 12  
 [図 2-4] 植生図 ..... 13  
 [図 2-5] 沼津市都市計画総括図 ..... 14  
 [図 2-6] 交通アクセス図 ..... 15  
 [図 2-7] 県第 4 次地震津波被害想定 津波ハザードマップ  
 沼津市 ..... 16  
 [図 2-8] 弘化 4 年 (1847) 四ヶ村絵図 (部分) ..... 17  
 [図 2-9] 空間構成図 ..... 22  
 [図 4-1] 地区区分図 ..... 25  
 [図 4-2] 事前調査 (調査地区選定) の結果 ..... 27  
 [図 4-3] 植生調査地区 ..... 28  
 [図 4-4] クロマツ分布状況 ..... 30  
 [図 4-5] 樹冠投影図 ..... 31  
 [図 4-6] 建造物の配置 ..... 36  
 [図 4-7] 旧本邸エリア範囲図 ..... 37  
 [図 4-8] 東附属邸エリア範囲図 ..... 42  
 [図 4-9] 西附属邸エリア範囲図 ..... 44  
 [図 4-10] エントランスエリア範囲図 ..... 46  
 [図 4-11] 利用者数 ..... 54  
 [図 7-1] 管理運営体制 ..... 61  
 [図 9-1] 追加指定検討範囲 ..... 67

表目次

[表 1-1] 委員会の開催経過 ..... 9  
 [表 2-1] 公園施設の建築面積の基準 ..... 14  
 [表 2-2] 旧沼津御用邸苑地関連年表 ..... 21  
 [表 3-1] 構成要素 ..... 24  
 [表 4-1] 事前調査 (調査地区選定) の結果 ..... 26  
 [表 4-2] 胸高直径階級ごとのクロマツの生育本数 ..... 30  
 [表 4-3] 建造物の概要 ..... 36  
 [表 4-4] 管理区分 ..... 50  
 [表 4-5] 年間行事 ..... 55  
 [表 7-1] 関係各課及び管轄内容 ..... 60

写真目次

[写真 1-1] 委員会の様子 (第 2 回委員会) ..... 9  
 [写真 1-2] 現地確認の様子 (第 2 回委員会) ..... 9

[写真 1-3] 委員会の様子 (第 3 回委員会) ..... 9  
 [写真 1-4] 委員会の様子 (第 5 回委員会) ..... 9  
 [写真 4-1] 調査地区 C ..... 28  
 [写真 4-2] 調査地区 E ..... 28  
 [写真 4-3] 調査地区 D ..... 29  
 [写真 4-4] 調査地区 F ..... 29  
 [写真 4-5] 調査地区 A ..... 29  
 [写真 4-6] 調査地区 B ..... 29  
 [写真 4-7] 松林越しの牛臥山 ..... 33  
 [写真 4-8] 防空壕上からの眺め ..... 33  
 [写真 4-9] 東附属邸庭園 ..... 33  
 [写真 4-10] 東附属邸庭園 ..... 33  
 [写真 4-11] 苑地内から駿河湾への眺め ..... 34  
 [写真 4-12] 西附属邸エリアから富士山の眺め ..... 34  
 [写真 4-13] 車庫周辺の苑路付近 ..... 34  
 [写真 4-14] 第 3 駐車場付近 ..... 34  
 [写真 4-15] 遊歩道から牛臥山方面の眺め ..... 34  
 [写真 4-16] 海岸から富士山への眺め ..... 34  
 [写真 4-17] 厩舎 (主馬) ..... 38  
 [写真 4-18] 厩舎 (新主馬) ..... 38  
 [写真 4-19] 官舎 ..... 38  
 [写真 4-20] 御文庫 ..... 38  
 [写真 4-21] 防空壕 (大) ..... 38  
 [写真 4-22] 防空壕 (小) ..... 38  
 [写真 4-23] 本邸正門 ..... 39  
 [写真 4-24] 御湯殿遺構 ..... 39  
 [写真 4-25] 江ノ浦寅石積塀 ..... 39  
 [写真 4-26] 石橋 ..... 39  
 [写真 4-27] 本邸正門から本邸跡地への苑路 ..... 40  
 [写真 4-28] 本邸跡地 ..... 40  
 [写真 4-29] 微高地 ..... 40  
 [写真 4-30] 馬場跡 ..... 40  
 [写真 4-31] 変電室 ..... 41  
 [写真 4-32] 休憩室兼倉庫 ..... 41  
 [写真 4-33] ポンプ室 ..... 41  
 [写真 4-34] 歴史民俗資料館 ..... 41  
 [写真 4-35] 東附属邸 御車寄 ..... 42  
 [写真 4-36] 東附属邸 ..... 42  
 [写真 4-37] 貯水槽 ..... 43  
 [写真 4-38] 車廻し ..... 43  
 [写真 4-39] 微高地 ..... 43  
 [写真 4-40] 茶室 (翠松亭) ..... 43  
 [写真 4-41] 駿河待庵 ..... 43  
 [写真 4-42] 西付属邸 ..... 45  
 [写真 4-43] 湯沸所 ..... 45  
 [写真 4-44] ポンプ舎 ..... 45  
 [写真 4-45] 西附属邸正門 ..... 45  
 [写真 4-46] 西附属邸正門から西附属邸への苑路 ..... 45  
 [写真 4-47] 車廻し ..... 45  
 [写真 4-48] 管理事務所 ..... 46  
 [写真 4-49] 四阿 ..... 46  
 [写真 4-50] 車庫 ..... 47  
 [写真 4-51] 便所・油庫 ..... 47

## 図版目次

[写真 4-52] 貯水槽……………	47	[卷末図版 35] 御車寄等増築 平面図……………	82
[写真 4-53] 防潮堤遊歩道……………	47	[卷末図版 36] 御玉突所 増築後 平面図……………	82
[写真 4-54] 遊歩道……………	47	[卷末図版 37] 西附属邸 平面図……………	83
[写真 4-55] 井戸（厩舎前）……………	48	[卷末図版 38] 西附属邸 平面図……………	83
[写真 4-56] 便所……………	48	[卷末図版 39] 西付属邸正門……………	84
[写真 4-57] 作業小屋……………	48	[卷末図版 40] 西付属邸御殿御車寄……………	84
[写真 4-58] 資材置場……………	48	[卷末図版 41] 西付属邸御殿 其一……………	84
[写真 4-59] 草花畑……………	48	[卷末図版 42] 西付属邸御殿 其二……………	84
[写真 4-60] 苑路沿いへの資材の仮置き……………	49	[卷末図版 43] 西付属邸海岸門……………	84
[写真 4-61] 案内板……………	49	[卷末図版 44] 西付属邸海岸門前ヨリ外構一帯ヲ望ム……………	84
[写真 4-62] ボランティアによる清掃……………	50		
[写真 4-63] ボランティアによる清掃……………	50		
[写真 4-64] GW イベント……………	54		
[写真 4-65] GW イベント……………	54		
[写真 4-66] 観梅茶席……………	54		
[写真 4-67] 観梅茶席……………	54		

## 卷末図版目次

[卷末図版 1] 明治 28 年 沼津御用邸全地図……………	71
[卷末図版 2] 明治 34 年 沼津御用邸全地図……………	71
[卷末図版 3] 昭和 沼津御用邸本邸付近……………	72
[卷末図版 4] 正面……………	72
[卷末図版 5] 正面より御車寄に至る通路……………	72
[卷末図版 6] 御殿御車寄……………	72
[卷末図版 7] 御殿（御座所 其一）……………	72
[卷末図版 8] 御殿（御座所 其二）……………	73
[卷末図版 9] 御殿（洋館）……………	73
[卷末図版 10] 御内庭の一部……………	73
[卷末図版 11] 馬車舎乃厩舎……………	73
[卷末図版 12] 御文庫其他附属建物……………	73
[卷末図版 13] 御馬見所……………	73
[卷末図版 14] 西付属邸境御博橋附近……………	73
[卷末図版 15] 西付属邸境御博橋……………	73
[卷末図版 16] 赤坂仮皇居内近衛局配置図……………	74
[卷末図版 17] 東宮大夫官舎 模様替配置図……………	75
[卷末図版 18] 東宮大夫官舎 模様替配置図……………	75
[卷末図版 19] 近衛局 平面図……………	76
[卷末図版 20] 東宮大夫官舎 模様替平面図……………	76
[卷末図版 21] 宮大夫官舎 模様替平面図……………	76
[卷末図版 22] 東宮大夫官舎 解体前平面図……………	77
[卷末図版 23] 東附属邸 移築平面図……………	77
[卷末図版 24] 東附属邸平面図……………	78
[卷末図版 25] 東附属邸平面図……………	78
[卷末図版 26] 東附属邸平面図……………	79
[卷末図版 27] 東付属邸正門……………	79
[卷末図版 28] 東付属邸御殿御車寄……………	79
[卷末図版 29] 東付属邸御殿臣下昇降口……………	79
[卷末図版 30] 東付属邸御殿 其一……………	79
[卷末図版 31] 川村純義伯爵別邸……………	80
[卷末図版 32] 川村純義伯爵別邸……………	80
[卷末図版 33] 新御殿 建増 当初計画図……………	81
[卷末図版 34] 新御殿 建増 実施図……………	81